

だれも孤立しないまちづくり

第3次葉山町地域福祉推進プラン
2025年（令和7年）4月～2031年（令和13年）3月

第4期葉山町地域福祉計画
第6次葉山町地域福祉活動計画

葉 山 町

社会福祉法人 葉山町社会福祉協議会

2025年（令和7年）3月

目 次

第1章 葉山町地域福祉推進プランの概要	1
1 地域福祉とは	2
2 葉山町地域福祉推進プランとは	3
(1)計画策定の背景	3
(2)計画の位置づけ	5
(3)計画の期間	7
第2章 現状と課題	9
1 町の概況	10
(1)人口・世帯の状況	10
(2)高齢者の第1号被保険者の要支援・要介護認定者の推移及び推計	12
(3)障害のある人の状況	13
(4)子どもの年齢別児童数の推移	14
(5)生活困窮者の状況	15
(6)町における地域の資源	16
(7)再犯防止推進計画に関する統計等	17
2 グループヒアリング調査の結果	19
3 調査結果からわかる課題	25
4 ワーキンググループ(作業部会)の開催	26
第3章 基本理念と重点課題への取組み	31
1 基本理念(私たちが目指すもの)	32
2 重点課題と取組み	33
重点課題1 地域住民の人材発掘と人材育成	34
重点課題2 活動・活躍の機会づくり	37
重点課題3 つながり広がるネットワーク	39
重点課題4 福祉教育の推進	43
重点課題5 多職種・多業種の連携	46

重点課題6 地域生活課題への対応	49
3 計画の進行管理.....	53
資料編.....	55
1 葉山町地域福祉(活動)計画策定委員会開催経過.....	56
2 葉山町地域福祉(活動)計画策定委員会委員名簿.....	57
3 葉山町地域福祉計画策定委員会規則.....	58
4 葉山町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	59
5 用語集	60

第1章 葉山町地域福祉推進プランの概要

第1章 葉山町地域福祉推進プランの概要

1 地域福祉とは

地域福祉とは、年齢や性別、障害のあるなしなどに関わらず、だれもが安心・安全に住み慣れた地域で暮らせるよう、住民同士や公私の関係者がお互いに協力し、既存の社会資源の活用や、地域の強みをいかして、地域課題を解決していく新しい仕組みづくりをいいます。

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第3条では、「福祉サービスの基本的理念」について、「福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない」としています。そして第4条の「地域福祉の推進」では、「地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない」としています。

地域福祉の実現を目指していく主役は、住民、各種団体、企業・商店、福祉サービス事業者、社会福祉協議会など、すべての人々や関係者であり、公私の様々な個人や団体が主体的に取り組むとともに、それぞれの個性と独自性をいかしながら多様性を認め合い、重層的に地域福祉活動を進めていくことが求められています。

葉山町において、地域福祉の推進力となる主役に期待される役割は次のとおりです。

- 地域住民すべての人々が、地域福祉における主役です。**今まで地域福祉にあまり関心がなかった人、地域福祉活動の必要性をあまり実感していない人でも、その人が暮らしやすい町はだれもが暮らしやすい町となります。地域の一員であるという気持ちを抱いて、地域の課題を我が事として感じ、自主的・主体的に関わることが期待されます。
- 各種団体や地域の企業・商店などは、それぞれの特性や持つ資源をいかしながら積極的に地域と関わり、互いに連携していきます。**
- 福祉サービス事業者は、地域の構成員としての自覚と責任を持ってサービスを提供していきます。**
- 葉山町社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、地域住民などの地域福祉活動への参加を促進するための支援を行うとともに、それぞれの活動主体が相互協力し、地域福祉の健全な発展が図られるよう様々な事業を企画し、実施していきます。**
- 葉山町行政は、地域福祉の状況を把握し、住民主体の福祉活動が円滑に進むように福祉環境の整備を中心に地域住民などや社会福祉協議会の活動を支援していきます。**

2 葉山町地域福祉推進プランとは

(1) 計画策定の背景

近年、人口減少や少子高齢化が進み、人々の価値観やライフスタイルの多様化などにより、人々が生活していくうえで生じる課題は、介護、子育て、障害、病気などにとどまらず、住まい、就労を含む人々が役割を持つ場の確保、教育、家計、孤立など、いわば「くらし」と「しごと」の全般に及んでいます。こうした課題は、個人だけでなくその世帯の中で複合・複雑化している様子が見られています。

このような社会情勢の変化を踏まえ、2016年（平成28年）6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、すべての人々が地域において、「支え手」側と「受け手」側に分かれるのではなく、だれもが役割を持ち、活躍できる、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現を目指す方針を提示しています。

国は、地域共生社会の実現において、本人や世帯の課題を包括的に受け止めるためには、「制度」の枠組みから見るのではなく、本人や世帯が抱えるさまざまな困りごとのみならず、生きる意欲や力、生きる希望といった“強み”や“思い”を引き出しながら支援を考えていくことが必要であり、「くらし」や「しごと」を包括的に支えていくこと、それを地域づくりとして推進していくことが求められるとしています。

こうした地域づくりを実現するためには、①「住民に身近な日常生活圏域」において、地域住民などが主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備、②「住民に身近な日常生活圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、③多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築などを通した包括的な体制の整備が必要となっています。

これまで葉山町（以下、『町』とする）では、住民が主体となりさまざまな「助けあい・支えあい」の地域福祉活動を展開し、葉山町社会福祉協議会（以下、『町社会福祉協議会』とする）は住民主体の地域福祉活動を支援してきました。これらの活動にあたっては、地域福祉活動を行う団体同士や福祉事業所、関係機関との連携を図りながら、地域住民がお互いに助けあい、支えあう仕組みづくりや、地域で孤立して生活している人を見つけることなどにも力を注いてきました。

そうしたこれまでの地域福祉活動を踏まえつつ、地域共生社会の実現に向け、本計画の基本理念である「住民、民間、行政が協働して、だれも孤立せず、自分らしく暮らせるともに生きるまちづくり」を推進するため、前計画期間の取組み実績や課題を整理・評価し、今後の6年間で更なる地域福祉の推進を図るため「第3次葉山町地域福祉推進プラン」（以下、『本計画』とする）を策定しました。

（お断り）

本計画では、住民のみなさまが住む場所としての「葉山町」と、行政である「葉山町」との混在を避けるため、場所については「町」、行政については「町行政」と表記します。

地域共生社会とは～実現に向けた取組みの経緯～

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。

高齢化の中で人口減少が進行している日本では、福祉ニーズも多様化・複雑化しています。人口減による担い手の不足や、血縁、地縁、社縁といったつながりが弱まっている現状を踏まえ、人と人、人と社会がつながり支えあう取組みが生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められています。



引用：厚生労働省ホームページ

(2) 計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村行政が、地域福祉の推進に関することとして、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」、「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」、「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」、「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」を一体的に定める計画であり、地域の住民、地域で福祉活動を行う者、地域で福祉事業を経営する者が推進する地域福祉活動を支援するものです。

また、本計画は前計画に引き続き、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村計画）」と、新たに、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）に基づく「地方再犯防止推進計画」を含んでいます。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が、地域住民などと協働して取り組む活動計画として策定するものであり、地域の住民、地域で福祉活動を行う者、地域で福祉事業を経営する者が参加・協力し合い、地域福祉の推進を目的とする行動計画です。

町社会福祉協議会では、2001年度（平成13年度）に「第1次葉山町地域福祉活動計画」を策定して以降「第3次葉山町地域福祉活動計画」までを、町行政では、2013年度（平成25年度）に「第1期葉山町地域福祉計画」を、それぞれ策定しましたが、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、地域福祉を推進する上で、協力・連携し合っていく車の両輪のような関係にあるため、2017年度（平成29年度）からは両計画を「葉山町地域福祉推進プラン」として一体的に作成し、町の地域福祉を進めてきました。

以上の経緯を踏まえ、本計画では、2025年（令和7年）3月末をもって計画期間を終了する「葉山町地域福祉推進プラン」の次期計画として、第4期葉山町地域福祉計画と第6次葉山町地域福祉活動計画を引き続き一体的に策定します。

＜葉山町地域福祉計画＞

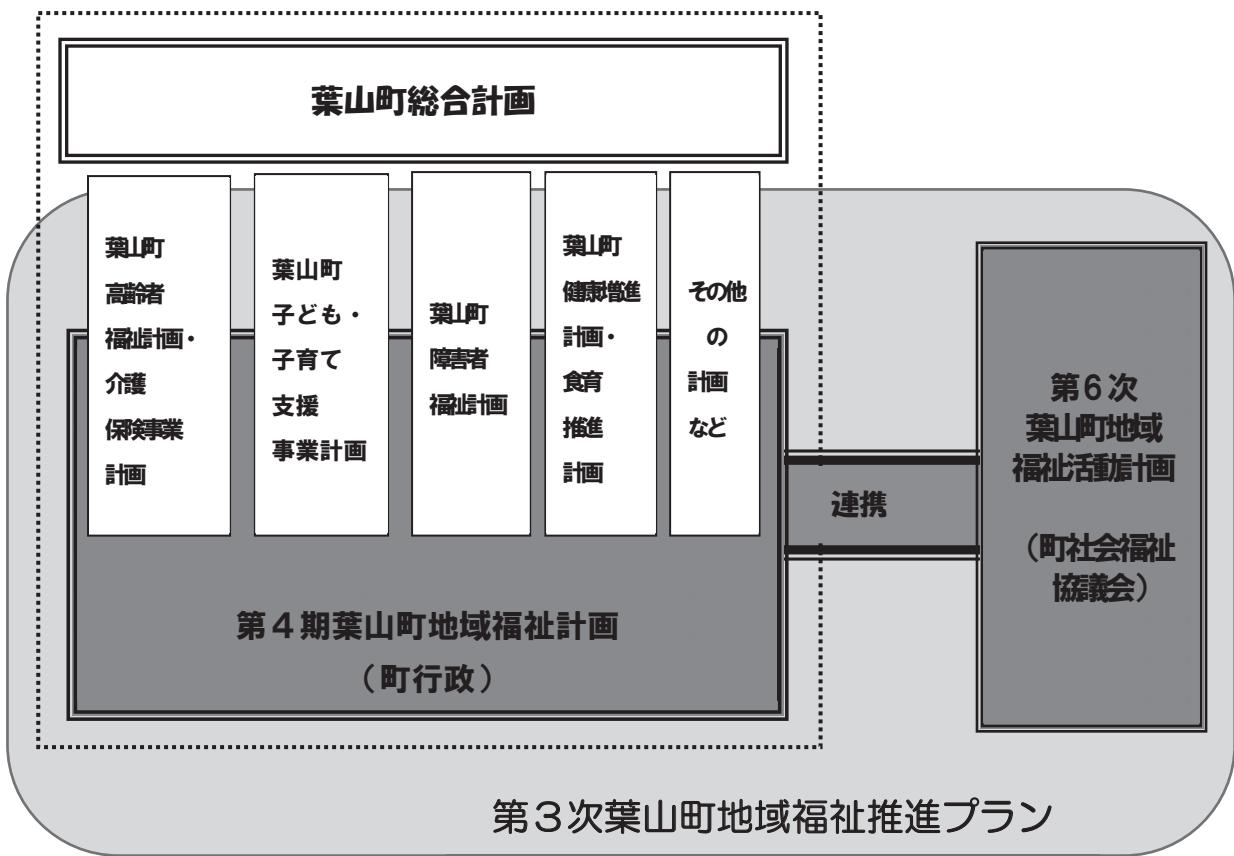
- ・社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」「地域の助けあいによる福祉（地域福祉）」を推進するために、「理念」と「仕組み」を作る計画です。
本計画は以下の2つの計画も含んでいます。
- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定する「市町村計画」
- ・再犯の防止等の推進に関する法律第8条に規定する「地方再犯防止推進計画」

＜葉山町地域福祉活動計画＞

- ・社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が策定する「市町村地域福祉活動計画」
地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

町行政における地域福祉計画は、「第五次葉山町総合計画（2025年度-2040年度）」の目指すまちの姿「自分らしくつながる町」を実現するための福祉分野の計画です。

町には、高齢福祉・障害福祉・児童福祉など、分野ごとに個別計画がありますが、本計画は、各個別計画では支援が困難な、制度のはざまに位置している課題や、他分野にわたる多くの複雑な問題を抱える課題などの解決に向けた取組みの方向性を示すものです。



※個別計画の概要については、巻末用語集を参照ください。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、町行政の上位計画である第五次葉山町総合計画の期間や他の個別計画の期間を考慮し、2025年（令和7年）4月から2031年（令和13年）3月までの6か年とします。

また、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて、計画期間中においても、適宜見直しを行うことができるものとします。

【葉山町地域福祉計画（町）】

第2期					第3期		
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
 両計画を 一体化					地域福祉推進プラン		
【葉山町地域福祉活動計画（社会福祉協議会）】							
第4次					第5次		
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)

第4期

2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)
-------------------	-------------------	-------------------	--------------------	--------------------	--------------------

第3次 地域福祉推進プラン

第6次

2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)
-------------------	-------------------	-------------------	--------------------	--------------------	--------------------

社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和 26 年（1951 年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されています。

社会福祉協議会は、それぞれの都道府県、市町村で、地域に暮らすみなさまのほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人などの社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指したさまざまな活動をおこなっています。

例えば、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な取組みから地域の特性に応じた活動まで、さまざまな場面で地域の福祉増進に取り組んでいます。

住民にとって、もっとも身近な地域で活動しているのが市区町村社会福祉協議会です。高齢者や障害者の在宅生活を支援するために、訪問介護（ホームヘルプサービス）をはじめ、さまざまな福祉サービスをおこなっているほか、多様な福祉ニーズに応えるため、それぞれの社会福祉協議会が、地域の特性を踏まえ創意工夫をこらした独自の事業に取り組んでいます。

地域のボランティアと協力し、高齢者や障害者、子育て中の親子が気軽に集える「サロン活動」を進めているほか、社会福祉協議会のボランティアセンターではボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、また、小中高校における福祉教育の支援など、地域の福祉活動の拠点としての役割を果たしています。

社会福祉協議会は、地域のさまざまな社会資源とのネットワークを有しており、多くの人びとの協働をとおして地域の最前線で活動しています。

引用・参考：社会福祉法人全国社会福祉協議会ホームページ

町社会福祉協議会では、地域住民などが抱える個別の生活課題や地域特性に応じた地域課題などの解決に向けて、葉山町内を 8 つの日常生活圏域に分け、住民、小地域福祉活動推進組織、ボランティア・市民活動団体、関係専門機関、福祉関係行政などと連携・協働しながら、地域福祉総合相談事業や小地域福祉活動の推進などを主軸に、個別支援と福祉の地域づくり支援を展開しています。

第2章 現状と課題

第2章 現状と課題

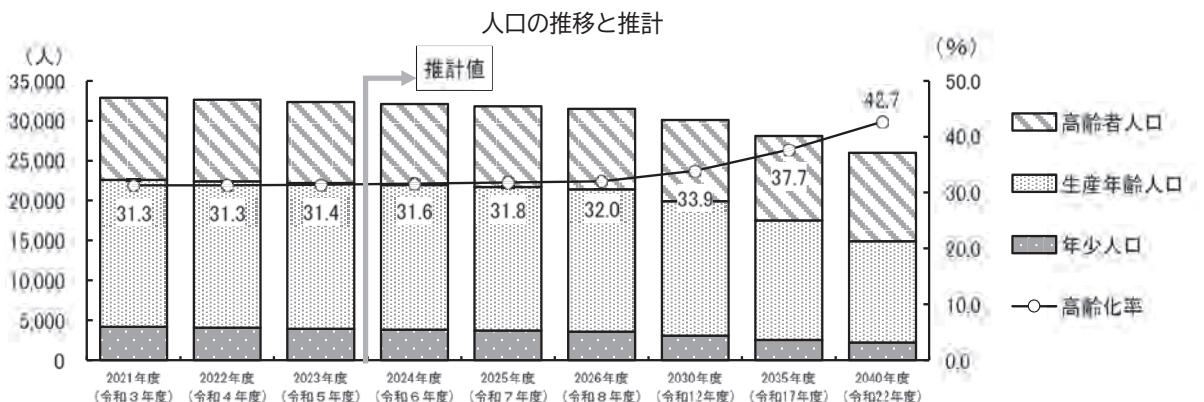
1 町の概況

(1) 人口・世帯の状況

① 人口

2040年度（令和22年度）までの人口をこれまでの推移から推計すると、町の総人口は緩やかに減少を続ける一方、高齢化率は上昇していくと見込まれます。

2040年（令和22年）には高齢化率が42.7%、前期高齢者は5,338人、後期高齢者（75歳以上）は5,752人になると推計されます。



上段：人数、下段：構成比 (%)

項目	実績値			推計値					
	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2030年度 (令和12年度)	2035年度 (令和17年度)	2040年度 (令和22年度)
総人口	32,896	32,646	32,339	32,087	31,803	31,500	30,111	28,078	25,982
高齢者人口	10,294 (31.3%)	10,231 (31.3%)	10,146 (31.4%)	10,130 (31.6%)	10,111 (31.8%)	10,088 (32.0%)	10,208 (33.9%)	10,575 (37.7%)	11,090 (42.7%)
前期高齢者	4,433 (13.5%)	4,144 (12.7%)	3,850 (11.9%)	3,638 (11.3%)	3,548 (11.2%)	3,496 (11.1%)	3,827 (12.7%)	4,714 (16.8%)	5,338 (20.5%)
後期高齢者	5,861 (17.8%)	6,087 (18.6%)	6,296 (19.5%)	6,492 (20.2%)	6,563 (20.6%)	6,592 (20.9%)	6,381 (21.2%)	5,861 (20.9%)	5,752 (22.1%)
生産年齢人口	18,425 (56.0%)	18,343 (56.2%)	18,250 (56.4%)	18,114 (56.5%)	17,960 (56.5%)	17,823 (56.6%)	16,834 (55.9%)	14,972 (53.3%)	12,671 (48.8%)
年少人口	4,177	4,072	3,943	3,843	3,732	3,589	3,069	2,531	2,221

資料：住民基本台帳（各年度10月1日時点）

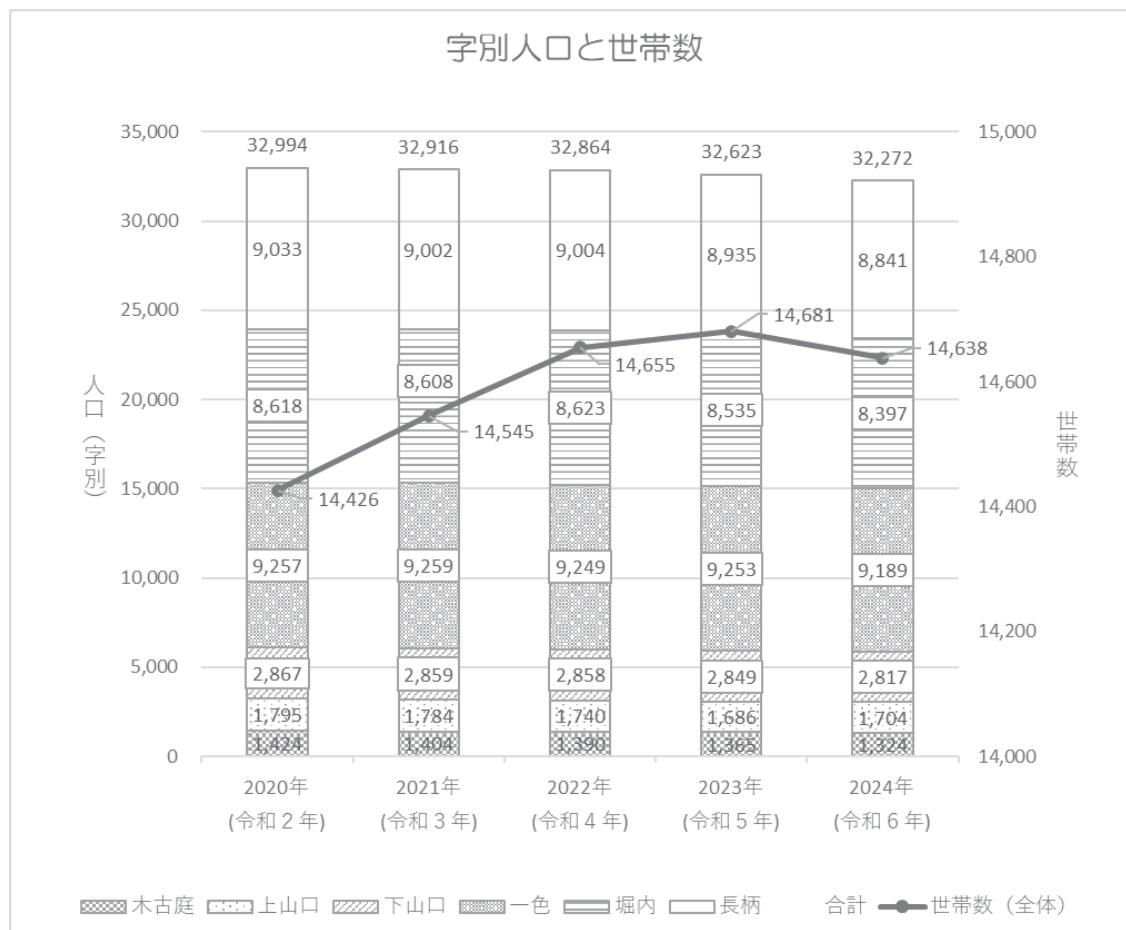
※2024年度（令和6年度）以降は、住民基本台帳の値をもとにコーホート変化率法により推計

引用・参考：第9期葉山町高齢者福祉計画 介護保険事業計画

② 字別人口と世帯

各字の過去5年間の状況は次のとおりです。

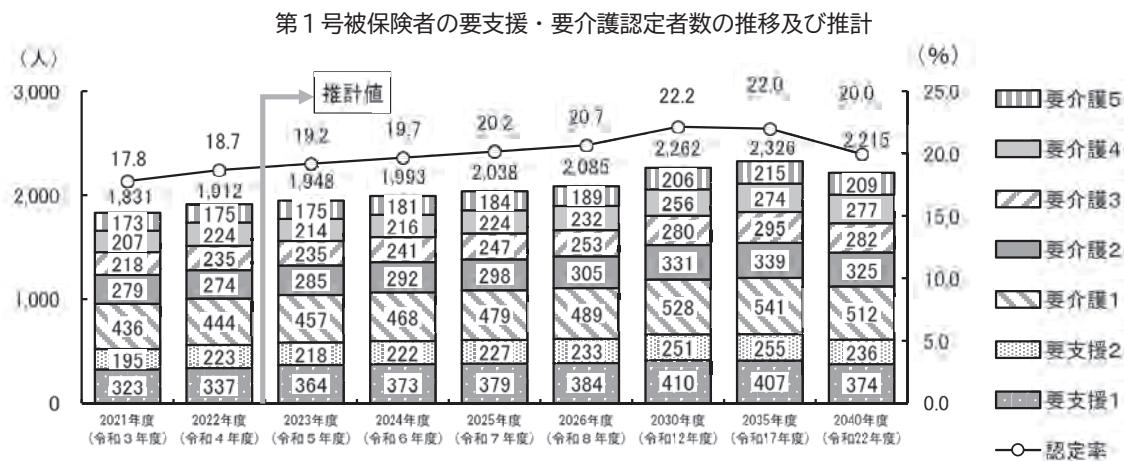
人口は僅かずつ減少していますが、世帯数は2023年（令和5年）まで増加傾向となっています。核家族、単身世帯の増加が伺われます。



資料：葉山町住民基本台帳（外国人住民を含む） 各年1月1日現在

(2) 高齢者の第1号被保険者の要支援・要介護認定者の推移及び推計

第1号被保険者の要支援・要介護認定者数の推計値をみると、今後しばらく増加が予想されます。特に認定者数の多い要介護1は2021年度（令和3年度）に対して、2040年度（令和22年度）には76人の増加が見込まれます。65歳以上人口に占める要支援・要介護認定者の割合（認定率）も緩やかに上昇を続け、2030年度（令和12年度）をピークに減少し、2040年度（令和22年度）には20.0%になると推計されます。



項目	実績値		推計値							
	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2030年度 (令和12年度)	2035年度 (令和17年度)	2040年度 (令和22年度)	
要介護5	173 (9.4%)	175 (9.2%)	175 (9.0%)	181 (9.1%)	184 (9.0%)	189 (9.1%)	206 (9.1%)	215 (9.2%)	209 (9.4%)	
要介護4	207 (11.3%)	224 (11.7%)	214 (11.0%)	216 (10.8%)	224 (11.0%)	232 (11.1%)	256 (11.3%)	274 (11.8%)	277 (12.5%)	
要介護3	218 (11.9%)	235 (12.3%)	235 (12.1%)	241 (12.1%)	247 (12.1%)	253 (12.1%)	280 (12.4%)	295 (12.7%)	282 (12.7%)	
要介護2	279 (15.2%)	274 (14.3%)	285 (14.6%)	292 (14.7%)	298 (14.6%)	305 (14.6%)	331 (14.6%)	339 (14.6%)	325 (14.7%)	
要介護1	436 (23.8%)	444 (23.2%)	457 (23.5%)	468 (23.5%)	479 (23.5%)	489 (23.5%)	528 (23.3%)	541 (23.3%)	512 (23.1%)	
要支援2	195 (10.6%)	223 (11.7%)	218 (11.2%)	222 (11.1%)	227 (11.1%)	233 (11.2%)	251 (11.1%)	255 (11.0%)	236 (10.7%)	
要支援1	323 (17.6%)	337 (17.6%)	364 (18.7%)	373 (18.7%)	379 (18.6%)	384 (18.4%)	410 (18.1%)	407 (17.5%)	374 (16.9%)	
合計	1,831	1,912	1,948	1,993	2,038	2,085	2,262	2,326	2,215	
認定率	17.8%	18.7%	19.2%	19.7%	20.2%	20.7%	22.2%	22.0%	20.0%	

資料：介護保険事業状況報告

（地域包括ケア「見える化システム」より）

※ 認定者数は、過去の認定率の平均値及び町内認定者の増減要因の分析も加味して推計しました。

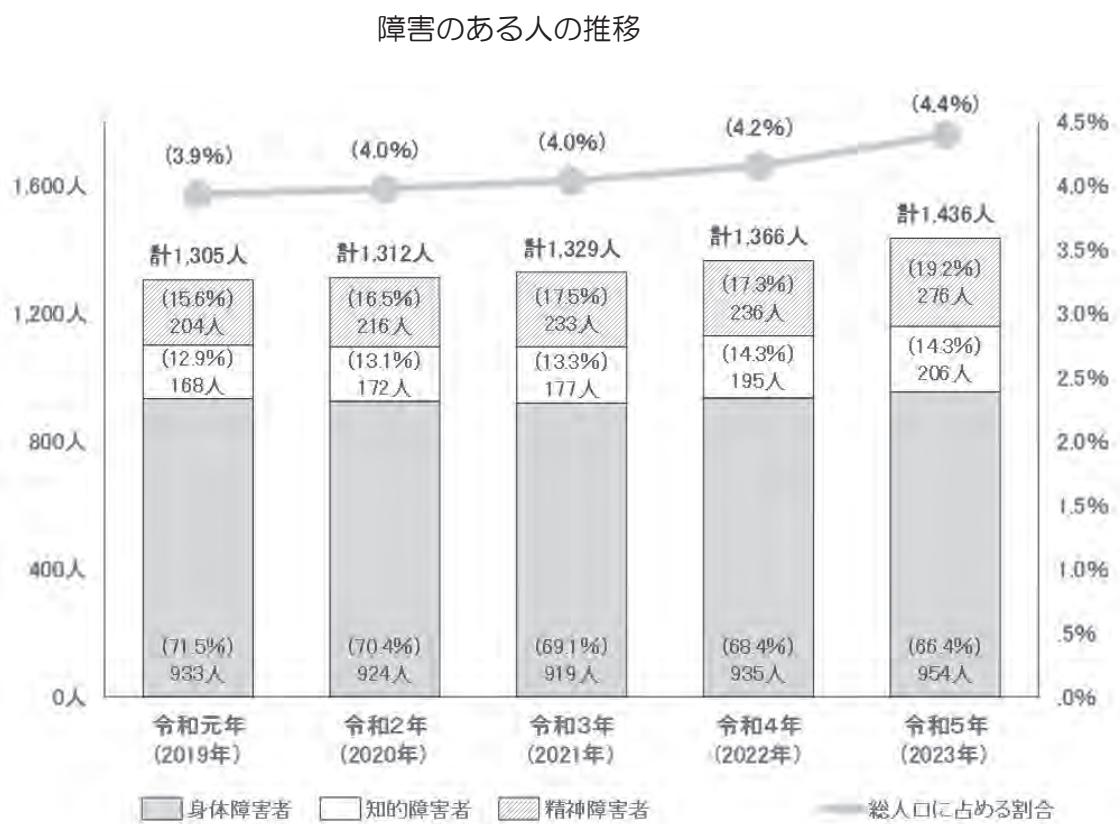
※ 住所地特例を含む第1号要支援・要介護認定者数であり、第2号要支援・要介護認定者数は含まれません。

※ 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。

引用・参考：第9期葉山町高齢者福祉計画 介護保険事業計画

(3) 障害のある人の状況

2019年（令和元年）から2023年（令和5年）までの障害のある人（身体障害者：身体障害者手帳所持者、知的障害者：療育手帳所持者、精神障害者：精神障害者保健福祉手帳所持者）の推移をみると、3障害の合計数は増加傾向にあります。障害のある人が総人口に占める割合も2019年（令和元年）の3.9%から、2023年（令和5年）には4.4%と高くなっています。障害別にみると、身体障害者が最も多く全体の7割を占めていますが、知的障害者、精神障害者の占める割合が増えています。



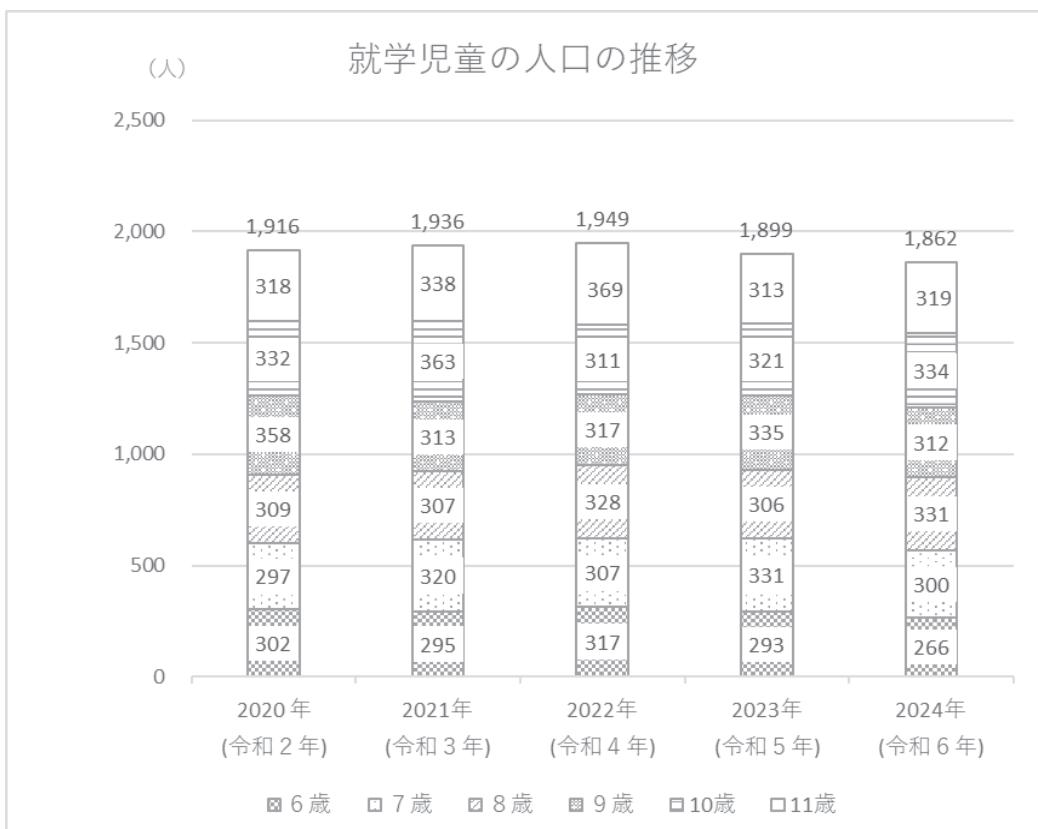
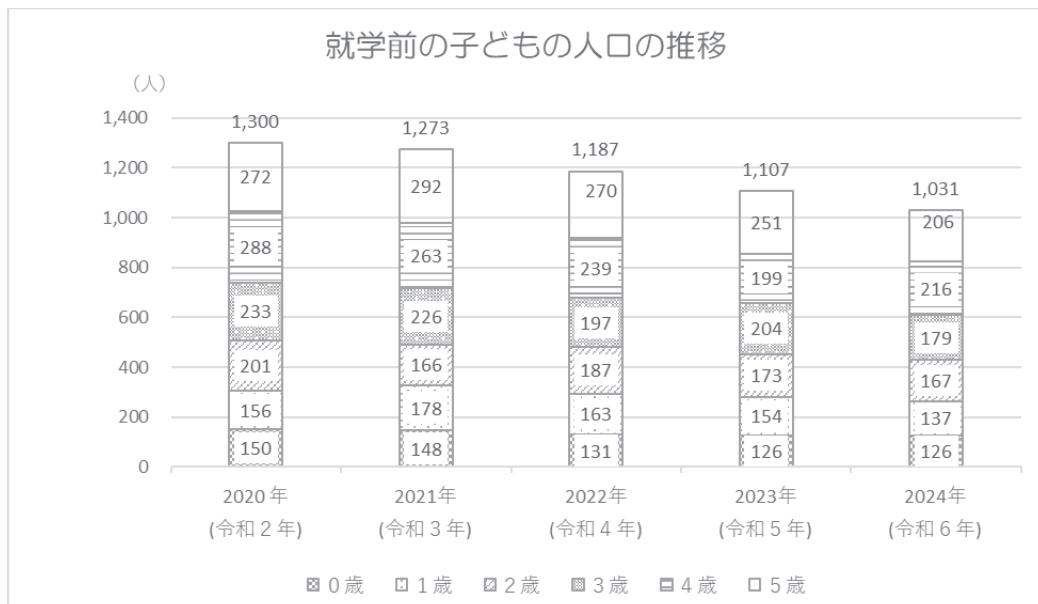
※葉山町福祉課調べ（各年4月1日現在）
※構成比は小数第2位を四捨五入しており、計数の合計は100%にならないことがある

引用・参考：葉山町障害者福祉計画

(4) 子どもの年齢別児童数の推移

町の0歳から5歳の子ども人口は近年、減少してきており、2024年（令和6年）4月現在で1,031人となっています。

就学年齢にある6歳から11歳の子ども人口は2023年（令和5年）以降減少しており、2024年（令和6年）4月現在で1,862人となっています。



資料：葉山町住民基本台帳（外国人住民を含む） 各年4月1日現在

(5)生活困窮者の状況

生活困窮者の実数は、国、県、町とも把握できていませんが、生活保護受給者とともに、今後の経済状況などによって増加する可能性があります。

生活に不安や困りごとのある町民に対しては、「ほっとステーション横浜」（神奈川県社会福祉協議会）が自立相談支援を行っています。

生活保護世帯の人については、鎌倉保健福祉事務所が相談機関になっており、町行政が窓口を担っています。

生活保護世帯及び人員

		2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)
全町 (世帯/人)	世帯数	12,704	12,770	13,097	13,101	13,052
	人口	31,532	31,546	31,572	31,280	30,898
生活保護 (世帯/人)	世帯数	108	110	118	118	114
	人口	134	129	142	148	135
保護率 (%)	葉山町	4.25	4.09	4.50	4.73	4.37
	神奈川県	16.64	16.69	16.65	16.64	16.67

保護率は、1,000人あたりの率を示す%（パーセント）で表示しています。

（神奈川県生活保護月報（速報値）より各年4月1日）

生活困窮者とは

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）では、「生活困窮者」について、第3条に「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。」と定義しています。また、第2条の基本理念では、「生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。」「生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関（以下単に「関係機関」という。）及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。」としています。

引用：厚生労働省ホームページ

(6)町における地域の資源

① 小地域福祉活動推進組織の状況

町では町内8圏域に小地域福祉活動推進組織設置圏域を設定し、各圏域で小地域福祉活動推進組織の組織化を目指しています。

	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)
推進組織設置数	5地区	5地区	4地区	4地区	4地区
内個別支援活動実施組織数	3地区	3地区	2地区	2地区	2地区

② ミニデイサービス・サロン活動実施団体数

	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)
団体数	36団体	36団体	35団体	36団体	39団体

③ ボランティア・市民活動団体登録数

	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)
団体数	49団体	55団体	68団体	74団体	74団体

※町社会福祉協議会はやま住民福祉センターに登録している団体数

④ 貯筋運動実施団体数

	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)
団体数	23団体	26団体	26団体	27団体	27団体

(7) 再犯防止推進計画に関する統計等

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。こうした生きづらさを抱える犯罪をした人等の課題に対応し、その再犯を防止するためには、地域社会での生活を支援し、福祉、医療、保健などの各種サービスを提供する基礎的自治体である市町村の役割が極めて重要とされています。

本町においても、より福祉との連携を進めることで再犯の防止が推進されるよう、新たに地域福祉計画に包含して、再犯防止推進計画を策定することとします。

葉山警察署管内の検挙人数及び再犯率は、神奈川県全体と比べ少ないものの、薬物を取り締るなどの特別法犯は検挙人数の半数以上が再犯者となっています。

葉山警察署管内の検挙人数及び再犯率(20歳以上)

	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)
刑法犯総数	31	38	35
(うち再犯者数)	9	13	13
再犯率	29.0%	34.2%	37.1%
特別法犯総数	19	5	9
(うち再犯者数)	10	3	5
再犯率	52.6%	60.0%	55.6%
合計(総数)	50	43	44
(うち再犯者数)	19	16	18
(再犯率)	38.0%	37.2%	40.9%

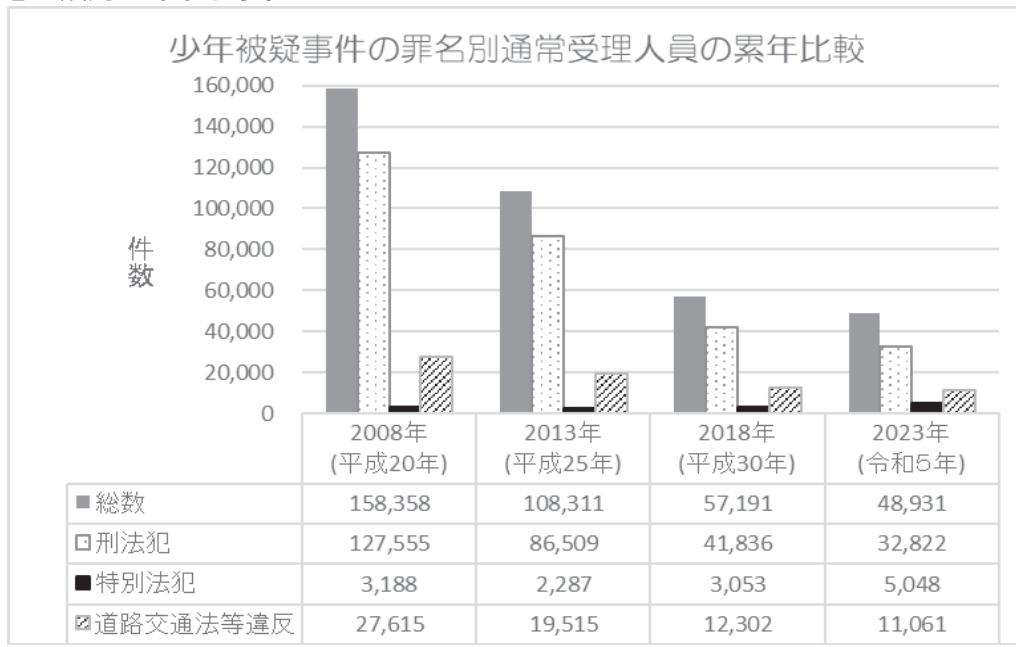
【参考】神奈川県内警察署の検挙人数及び再犯率(20歳以上)

	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)
刑法犯総数	9,832	9,580	9,183
(うち再犯者数)	5,112	4,993	4,720
再犯率	52.0%	52.1%	51.4%
特別法犯総数	979	986	781
(うち再犯者数)	705	690	530
再犯率	72.0%	70.0%	67.9%
合計(総数)	10,811	10,566	9,964
(うち再犯者数)	5,817	5,683	5,250
(再犯率)	53.8%	53.8%	52.7%

※法務省矯正局提供データを基に葉山町福祉課作成

刑法犯…凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、風俗犯等刑法が規定する犯罪
特別法犯…覚醒剤取締法、麻薬等取締法、大麻取締法等刑法以外
が規定する犯罪

20歳未満の少年被疑事件は全体的に減少しているものの、薬物等を含む特別法犯は増加傾向にあります。



※法務省検察統計より葉山町福祉課作成。事件を受理した時の年齢が20歳未満である被疑者について調査したもの

再犯防止推進計画

2016年（平成28年）12月に施行された再犯の防止等の推進に関する法律において、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が、国だけでなく地方公共団体にもあること（第4条）が明記されるとともに、都道府県及び市町村に対して、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務（第8条第1項）が課せられました。

この法律が制定された背景には、全国的に検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっている状況があります。令和3年においても全国の刑法犯の検挙人員に占める再犯者の割合が48.6%と刑法犯検挙者の約半数は再犯者という高い割合となっています。

国の第二次再犯防止推進計画では、市町村に対し、「保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう努める。また、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うことが期待されている。」としています。

参考：法務省ホームページ>再犯防止対策

2 グループヒアリング調査の結果

葉山町内の地域生活課題や地域福祉活動に取り組む住民主体の関係団体、専門機関等が抱える活動上・運営上の課題、今後の取組みや展望などを把握し、本計画策定のための基礎データとすることを目的に、“相談支援”に取り組むとともに個別支援を実施する住民活動団体、専門相談窓口の専門職・機関、“ミニディ・サロン、貯金運動、子ども会活動など”に取り組む住民活動団体、“福祉教育”に取り組む小・中学校を対象とした「ヒアリング事前アンケート調査」を、2023年（令和5年）10月～11月に実施しました。

その集計結果をもとに、①重点的にヒアリングする内容（4つのテーマ）、②各内容（テーマ）に関連・関心の強い団体・機関（各テーマ8団体・機関程度）を抽出・選定し、グループ形式でヒアリング調査を2023年（令和5年）11月～2024年（令和6年）2月にかけて実施しました。グループヒアリングの調査の要点は次のとおりです。

1. 地域包括支援センター主催「ケアマネサロン」

日 時：2023年（令和5年）11月20日（月）15:00～16:30

会 場：町社会福祉協議会 会議室

出席団体：ケアマネオフィス夢花、湘南葉山ディケアクリニック、生活リハビリクラブ葉山、マハロオハナケアプランセンター、町社会福祉協議会介護サービスセンター、グレイスケア逗子鎌倉、葉山町地域包括支援センター清寿苑、葉山町地域包括支援センター

本計画合同事務局：町福祉課、町社会福祉協議会

主なご意見（用語等は、基本的に発言者の言葉をそのまま掲載しています。）

○資源（制度内、外）の少なさ。

○軽度者や若年性認知症の方の居場所（行き場所）の少なさ。住民主体のサロン等はあるが、どこまでお願いしてよいかわからない。

○ケアマネからみた町内各エリアの地域性の違い。

○相談支援の内容が多岐にわたり、困り事も複合的になっている。

○困りごとが軽度な状況のうちに発見されれば解決できる。

○地域の団体や他専門職等と連携・協働した好事例は団体A、B

- ・Aは、軽度認知症の方が参加できるし、送迎がついている居場所
- ・Bは、個別支援団体が担い手不足・調整力不足でできないようなことも安い利用料で庭の手入れ、浴室・トイレ掃除、片付け等お願いできる。

○健康維持のための運動する場が必要。

○若年性認知症の人や脳血管疾患などの2号被保険者の方の社会復帰の場所がない。

○多忙でも40～50代の若いうちから健康意識をもつことが大事。

○サロン活動の担い手不足について

- ・子育て中のお父さんお母さん、テレワークで葉山にいる若手等の担い手探し
- ・子ども会を巻き込むイベント、子どもの見守りやラジオ体操を行うなど多世代交流の場があると良い。

2. 町社会福祉協議会主催「生活支援体制整備事業連絡会」

日 時：2024年（令和6年）1月23日（火）9:30～12:00

会 場：町社会福祉協議会 会議室

出席団体：第2層協議体生活支援コーディネーター

木古庭地区担当、一色地区担当、堀内地区担当、長柄下・長柄町内会、葉桜、イトーピア地区担当

本計画合同事務局：町福祉課、町社会福祉協議会

主なご意見（用語等は、基本的に発言者の言葉をそのまま掲載しています。）

○【地域共通】顔を合わせる機会が多いほどお互いを知ることができるので、担い手につながりやすい。機会を増やすことが大切。

○相談支援では、個人情報の壁をどうクリアするか、民生委員を中心としつつ皆で考えていく必要がある。

○各地域での取組みが難しく、町域の第1層協議体で取り組んでほしいこと

- ・買い物・配食・移動への支援
- ・地域で認知症や障害などについて理解をもっと広めること。一度学んだ人でも段階的に学んでいけるようなステップがあるとよい。
- ・未病

○ネットワーク構築のために手間暇はかかるがみんなで一緒に話し合うことが大事。

○地域住民が地元の町を知り、好きになり、共感がもてるようになれば様々な地域の活動に興味が出てくる。

○多世代交流企画を行っているため、多世代の担い手が参加している。

○地域の方の福祉（障害・介護）への理解が必要。

○参加してみて楽しいと感じることで担い手にも興味をもってもらう。

3. 「居場所」

日 時：2024年（令和6年）2月2日（金）15:00～17:00

場 所：町社会福祉協議会 会議室

出席団体：HAYAMA 居場所プロジェクト、サロン de スマイル、葉山町地域包括支援センター＜社協＞、葉山町地域包括支援センター清寿苑、地域活動支援センター ポート、葉山町子育て支援センターぽけっと、木古庭福祉委員会

本計画合同事務局：町福祉課、町社会福祉協議会

主にお聞きした内容～現状と課題～

- 新たな参加者（ターゲット）の受入れについて～認知症、ひきこもり、ヤングケニアラーなどの当事者・家族～
- 潜在的な参加希望者（何らかの理由で参加できていない人など）の参加支援について
- 魅力ある活動プログラムづくりについて
- 多様な住民（障害者、ひきこもり当事者、生活課題を抱える住民・家族など）の参加促進について
- 求められている居場所～あつたらいいなこんな場所～について
- 住民主体の介護予防活動の継続・強化について など

主なご意見（用語等は、基本的に発言者の言葉をそのまま掲載しています。）

- 男性の参加が少なく、男性の参加の難しさがある。
- 魅力あるプログラムづくりが重要。プログラムに魅力がないと人が集まらない。飽きさせないプログラムが大事。
- 集団への参加が難しい方には個別の声掛けや対応などのケアが重要。
- 場所はあっても初めての人には参加するハードルが高い。「つまらない」「受け入れられなかった」となると二度と参加しなくなるため、安心して居られる場所を整えることが大事。
- 居場所は集いの場として設定されているサロン等だけではない。本人が過ごしたい場所は人それぞれなので、それぞれの場所で受け入れてもらえるとよい。（例：図書館などの公共スペースなど）
- 自立度の高い人にとって既存のデイサービスのプログラムは、関心を持ちにくい。各々が好きに時間を過ごせる「何もしないデイサービス」があるとよい。

4. 「相談支援体制」

日 時：2024年（令和6年）2月6日（火）13:00～15:00

場 所：町社会福祉協議会 会議室

出席団体：葉山町民生委員児童委員協議会、葉山町包括支援センター＜社協＞、葉山町包括支援センター清寿苑、葉山町基幹相談支援センター＜支援センター凧＞、堀内 kazapla 支援部、葉山町子育て支援センターぽけっと、葉山町子ども育成課

本計画合同事務局：町福祉課、町社会福祉協議会

主にお聞きした内容～現状と課題～

- 対応に困っている（困ってしまう）相談内容について
- 最近の相談内容の傾向について
- 地域の団体や専門機関等と連携・協働して解決できた成功事例やエピソードについて
- 今後必要だと思われる社会資源、ネットワーク・連携体制（連携の必要性・重要性）などについて など

主なご意見（用語等は、基本的に発言者の言葉をそのまま掲載しています。）

- 高齢者、障害者の移動の問題。制度の活用の難しさ。
- 担い手の不足
- 引きこもりの低年齢化（親のケア問題）。
- 学校との連携の難しさ。
- 【地域活動者より】
 - 専門職のバックアップがあることで安心して活動できている。
 - 相談員（障害）、ケアマネ（高齢）と定期的に情報共有ができるといい。
- 【専門職より】
 - 地域活動を行う住民に負担をかけ過ぎていないか心配。
 - インフォーマルの活動で、どこまでお願いしてよいかわからない。
 - 住民の活動団体や活動者の力量などのアセスメントが必要。
- 複合世帯（問題）への対応の難しさ＝制度の狭間
- 町内会が組織され、かつ民生委員がいてくれることは安心につながる。
- コンパクトシティにより移動問題を解消していく取組みをしている地域もある。
- 移動販売車などにより近所のコミュニティが形成されることに期待。
- 葉山では比較的小地域福祉活動が細かく区割りされており重点的に取り組んでいる。
- 他分野でも情報共有の機会を持つことで、複数の目で気づきを拾うことができればいい。
- 支援のニーズは変化するので、現状を把握し、アップデートしていく必要がある。

5. 「担い手」

日 時：2024年（令和6年）2月19日（月）10:00～12:00

場 所：町役場 2階 2-1会議室

出席団体：一色地区福祉の輪「ぬくもり」の会、葉桜ひろば、みんなの貯金実行委員会、さくら会、堀内たすけ愛隊、堀内 kazapla 支援部、葉山子どもための人材バンク、葉山町基幹相談支援センター＜支援センター廻＞、葉山町民生委員児童委員協議会

本計画合同事務局：町福祉課、町社会福祉協議会

主にお聞きした内容～現状と課題～

- 比較的若い世代の掘起こし（地域活動デビュー）について
- 担い手の募集・獲得の方法と工夫について
- 身近な地元の人材と広域的・専門的な人材の確保について など

主なご意見（用語等は、基本的に発言者の言葉をそのまま掲載しています。）

○住民活動を行う上でのモチベーションは下記の方程式にあてはまる。

楽しさ（感情） + 謝金（寄付） > 個人が感じる負担（工数+負担）

活動の負担感よりも楽しさや謝金（報酬）が大きないと活動には結びつかないし、継続できない。報酬が少ない／ない活動でも楽しさが大きければ、負担を感じず活動を継続できるが、楽しさよりも負担感・大変さを感じる活動では、報酬が大きないと活動に結びつかないし、継続できない。

○「楽しさ」を知ってもらうために

- 活動者から発信してもらう
- 活動へ参加し実際に楽しさを体感してもらう

→参加に結びついた人は元々関心のある人なので、参加者から活動者になつてもらえるよう声掛けする。

○担い手と受け手・参加者の垣根を低くする。介護予防として活動に携わってもらう。

○皆が担い手である意識をもつてもらえるようにする。

○人材は本当にいないのか？支えあいが必要だという意識の醸成が必要ではないか。

○持続可能な会の運営のために、デジタル処理を取り入れ、会計処理等の運営負担を軽減するとよい。

6. 「つながり・ネットワーク」

日 時：2024年（令和6年）2月27日（火）10:00～12:00

場 所：町役場 3階 3-1会議室

出席団体：たまり場あぜみち、葉山町子育て支援センターぽけっと、葉山町民生委員
児童委員協議会、葉山の自然と海でウェルネスライフをつくる会、ワーカー
ズコレクティブのぞみ

本計画合同事務局：町福祉課、町社会福祉協議会

主にお聞きした内容～現状と課題～

- 住民活動と専門職との連携（好事例、課題）について
- 同類の活動や分野同士の横のつながりづくりについて
- 関係団体・機関間の情報の共有化について
- 身近な地元の団体との連携・協働（相互協力）について
- 相談支援機関とのつながりについて など

主なご意見（用語等は、基本的に発言者の言葉をそのまま掲載しています。）

- デジタル（SNS）とアナログの双方の良さをいかして併用できるとよい。
- 若い世代へどのように情報を届けられるか。
- 地域とのつながりが不十分である福祉施設・事業所もある。
- 不登校児童に対するキーパーソン、ステーションが必要である。
- つないでいくことを継続することで居場所ができていく。
- 相談窓口はあるものの自分が困っている自覚がない方へのアプローチ。
- すでに関係ができている場所に新たな方が入っていく難しさがある。
- ケアマネとのつながりはあるが、デイサービスとのつながりはない。
- 多分野・異業種とのコラボレーションの実践例がある。
- 専門職の視点と住民活動者の視点を掛け合わせることで新たな取組みが生まれたり、相乗効果が期待できる。
 - 助成金の有効活用
 - 公私協働
- 団体間のつながり以前に、まずは個人のつながりが連携のきっかけになる。
→ 一人の活動者が様々な所属や立場を持つことの良さ。
- つながりの深さ、広さ、度合いの捉え方はそれぞれ。
- IT化は必要だが人とのつながりがなくならないようにバランスを取る必要がある。

3 調査結果からわかる課題

グループヒアリング調査等の結果、高齢者・障害者等の支援が必要な人が増加しているにもかかわらず、支援に携わる人が少なくなってしまい、サロン等の参加者も減少傾向にあり、継続して活動を続けることの難しさを抱えている団体が多くありました。人口減少、共働きの増加、定年延長など社会情勢の変化による担い手不足は、全国的に深刻な課題となっており、葉山町でも同様です。

人手不足を解消するために、IT機器の活用や、参加者から運営側になってもらう等、様々な工夫を重ねて実施している団体もありました。

また、「サロン活動等から得た、公的支援が必要と思われる人の情報をどのように町社協や町行政へとつなげたらよいか」、「複雑化する問題にどう対応するのがよいか」と住民活動団体と関係機関との連携やネットワーク化についての意見や、従来は問題視されて来なかった「ヤングケアラー」「ひきこもり」などの対応をどうしたらよいかという声もありました。

事前アンケートやグループヒアリング調査を通して、①担い手不足②孤立を防ぐための居場所③住民活動団体と関係機関とのネットワーク④新たな課題への対応、といった課題が浮かびあがりました。

「担い手不足」と「居場所」については、重点課題として引き続きワーキンググループ（作業部会）を開催し、課題解消のための具体的な解決策を検討していくこととしました。

4 ワーキンググループ(作業部会)の開催

グループヒアリング調査で把握した地域生活課題などを整理・抽出し、第3次計画期間中に取り組むべき重点課題の具体的な解決方法などについて、重点課題に関する強い住民関係団体や専門機関（専門職）、町社会福祉協議会、町行政関係課等が共に協議・検討することを目的としたワーキンググループ（作業部会）を2024年（令和6年）5月から8月にかけて開催しました。

(1) 「あつたらいいな、こんな場所」づくりプロジェクト

①課題認識 居場所としての「誰もが地域参加の機会・環境づくり」に関する取組みの必要性

②ワーキングメンバー 地域活動支援センターポート、葉山の自然と海でウェルネスライフをつくる会、HAYAMA 居場所プロジェクト、サロンdeスマイル、葉山町民生委員児童委員協議会、葉山町地域包括支援センター清寿苑、葉山町子育て支援センターぽけっと、町社会福祉協議会（生活支援体制整備事業 第2層生活支援コーディネーター）

③実施状況

第1回 5月24日（金）10：00～12：00／町社会福祉協議会 会議室

- 1.本ワーキンググループの趣旨と経過について
- 2.参加者自己紹介、活動紹介
- 3.検討内容（1）今行っている活動を通じて感じる葉山での居場所・集いの場の現状や課題
（2）求められる理想の居場所・集いの場について（イメージ出し）
- 4.今後のワーキンググループの日程について

第2回 6月12日（水）9：30～11：30／町社会福祉協議会 会議室

- 1.第1回ワーキンググループの振り返り
- 2.「あつたらいいな、こんな居場所」について／目指すところ・目的、対象像、実施方法、参加しにくい人への個別の配慮 など

第3回 7月8日（月）9：30～11：30／町社会福祉協議会 会議室

- 1.第2回ワーキンググループの振り返り
- 2.「あつたらいいな、こんな居場所」について／アイデア、具体化、役割、人材 など

第4回 8月1日（木）13：30～15：30／町社会福祉協議会ボランティア室

- 1.第3回ワーキンググループの振り返り
- 2.「あつたらいいな、こんな居場所」について／今後にむけた方向性

④ワーキンググループ（作業部会）での意見・内容

目指す（理想）の「あったらいいな、こんな場所」について

＜目的や機能＞

I. 何もしなくてもよい場所／何もしなくてもよいが来たら何かしたくなる場所、

別々のことをしていてもその場にいることで人の気配が感じられる場所など

→プログラムが複数あり選択できる（何もしなくともいるだけでもよい）

II. 安心できる場所／ほっとでき心地よく過ごせる、心のバリアがフリーになれる、

否定されず「来てよかった」「また参加したい」と思える、集団への参加が難しい方への個別の声掛けや対応などができる場所

→居心地の良い環境づくり、配慮（ハード面・ソフト面）

＜対象＞高齢者を含めた多世代や、障害の有無にかかわらず参加できる。

→参加したいと思った人が参加できる環境づくり

＜形式＞町内で1ヶ所包括的に皆が参加できる場所と、個々の趣向や興味に応じて選べる複数の場所と両方あるのが望ましい。

＜運営方法＞地域ぐるみで応援、地域ごとやテーマでつながりを持ったり異業種とのコラボレーション（協働）、個別に支援が必要な参加者への専門職のバックアップ。

→つながりやすい環境づくり、調整

＜その他＞保健師や看護師などの専門職がいて健康相談ができる、情報が集まる、参加者と担い手が一緒に集まって楽しめる、サロンなどに限らず本人が過ごしたいそれぞれの場所で受け入れてもらえるなど。

⑤考えられる今後の取組み

I. 各団体が、可能な範囲で少しずつできることを広げる（機能を追加・強化）

取組み 1：既存の取組みでの新たな機能（要素）の追加

II. 各団体がつながりあって、コラボレーション（協働）した取組みや協力体制を広げる。

取組み 2：新たな取組みやつながりづくり

- (1) 「集いの場」を運営する団体や、応援する団体、個人、専門職の情報交換・共有の場
- (2) 専門職とのつながり、専門職の派遣
- (3) 情報の効果的な発信
- (4) 担い手の効果的な募集

取組み 3：タイムリーな課題やニーズへの対応

(2) 地域活動デビュー応援プロジェクト

①課題認識 担い手不足に対応する「地域活動の人手不足の解消」に関する取組みの必要性

②ワーキングメンバー 葉山子どものための人材バンク、堀内 kazapla 支援部、下山口地区、葉山まちづくり協会、葉桜ひろば、みんなの貯金実行委員会・はやま食卓プロジェクト実行委員会、サロン de スマイル、葉山町民生委員児童委員協議会

③実施状況

第1回 5月17日（金）9：30～11：30／町社会福祉協議会 会議室

- 1.本ワーキンググループの趣旨と経過について
- 2.参加者自己紹介と活動紹介
- 3.検討内容（1）本ワーキンググループの名称について
 - （2）担い手（地域活動者）になって欲しい住民層のイメージ出し・整理
 - （3）「どんな時や場面に人材が欲しいか」の現状やイメージ出し・整理
- 4.今後のワーキンググループの日程について

第2回 6月10日（月）9：00～11：00／町役場 3-1 会議室

- 1.第1回ワーキングの振り返り～確認～
- 2.地域活動者（担い手）を増やすための取組みのアイデア出し

第3回 7月17日（水）14：30～17：30／町役場 4階大会議室

- 1.第2回ワーキングの振り返り～確認～
- 2.地域活動者（担い手）を増やすための取組みのアイデア出し

第4回 8月7日（水）14：30～16：45／町役場 3-1 会議室

- 1.前回（第1～3回）までの振り返り～確認～
- 2.地域活動者（担い手）を増やすための取組みの方向性〔提案まとめ〕

④ワーキンググループ（作業部会）での意見・内容

I. 居場所（づくり）との連携・協働

- ・居場所と担い手の問題は表裏一体。つながりやすい環境に担い手は集まる。

II. 感謝の気持ちを伝える

- ・活動継続のモチベーション維持には、感謝の気持ちを形にして伝えることが大事

III. 現時点での担い手（人材）不足、将来的な担い手（人材）育成

- ・いま現在の担い手不足を補う視点と将来の活動者を増やす視点の両面が必要
- ・地域活動のイメージ、参加動機、モチベーションは人それぞれ。無償・有償の活動を含めて参加の間口や機会を広く捉えることが大事
- ・趣味・特技、仕事スキルなどをいかしたちょっとしたお手伝いが貴重

IV. コーディネーションやマッチングの重要性

- ・居場所と人材をつなぐコンシェルジュ（調整役）がいる環境に担い手は集まつてくる。出会いとつながりが新たな連鎖を生み、コミュニティに発展する。
- ・担い手を求めるニーズと活躍したいニーズを適切にマッチングする人材と場や、活動を始めた人それぞれの活動動機にあった丁寧なサポートが重要
- ・活動希望者の情報を活動団体等も共有し、互いにアクセスできる仕組みが必要
- ・活動希望者が登録する際の仕組みやルール、ガイドラインが必要
- ・スムーズなマッチングができれば、担い手不足の問題はかなり解消できる。
- ・分野や無償・有償などの垣根を超えたマッチングが大事

V. 活動体験会や入門講座の実施

- ・地域のつなぎ役（活動者・団体）との情報共有やマッチングができると良い。
- ・居場所づくりと連動させれば、参加希望者と活動希望者の出会いの場となる。
- ・活動体験会などは把握ニーズの解決と新たなニーズ把握の機会にもなる。
- ・多様な活動団体が一堂に会してそれアピールできる機会があると良い。

VI. ボランティアセンター機能の強化

- ・葉山町内 3 つの中間支援組織・団体の連携とさらなる機能発揮を期待したい。
- ・相談窓口機能の強化、地域住民等への広報・PR や情報発信力の向上が必要
- ・コミュニティ活動に興味がある人などが気軽に立ち寄れることが大事
- ・住民も参画し、コミュニティ活動情報等の見える化や一元的な情報発信が必要
- ・住民同士やセンターを介するマッチングの頻度と精度を上げる必要がある。

⑤考えられる今後の取組み

- I. コミュニティ活動の楽しさなどを知ってもらうための取組み
取組み 1：コミュニティ活動の広報・PR 活動の充実
- II. 担い手を発見・発掘するための取組み
取組み 2：コミュニティ活動入門講座（プログラムづくり）の実施
取組み 3：コミュニティ活動体験会（マッチング会）の実施
- III. 活動者（担い手）に育ち、輝いてもらうための取組み
取組み 4：体験活動・試行活動ができる機会づくり
取組み 5：コミュニティ活動デビューガイド（ハンド）ブックの作成
取組み 6：コミュニティ活動希望者を受け入れる際のガイドラインづくり
- IV. 活動を継続してもらうための取組み
取組み 7：感謝の気持ちを伝えるツールづくり
取組み 8：福祉専門職等のバックアップ体制づくり
- V. コミュニティ活動を支援・協働するための取組み
取組み 9：中間支援としてのボランティアセンター機能（※）の強化

※相談窓口、登録、学びの機会づくり、コーディネート・マッチング、活動助成、ネットワーキング、活動情報の収集と提供、広報・PR などの機能

第3章 基本理念と重点課題への取組み

1 基本理念(私たちが目指すもの)

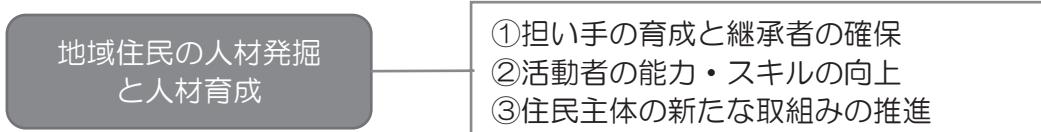
**住民、民間、行政が協働して、
だれも孤立せず、
自分らしく暮らせる
「ともに生きるまちづくり」
を進めます。**

葉山町に住んでいる人、働いている人、ボランティアや町内会・自治会関係者、民生委員・児童委員、NPO 法人、福祉サービス事業者、町社会福祉協議会、町行政などのさまざまな人々・機関が、日常生活の場面や機会において支える側や支えられる側という概念を超えて相互に協力しあい、一人ひとりが自分の能力をいかし、心のよりどころとなる居場所や多様な社会とのつながりを持ち、生きづらさや不安、困りごとがある人を包括的に支援する葉山町を目指します。

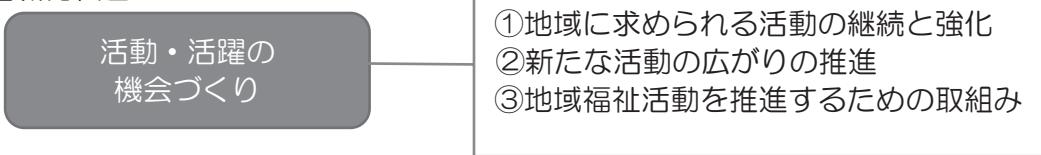
2 重点課題と取組み

基本理念を大きな目標として、以下の6つの重点課題に取り組みます。

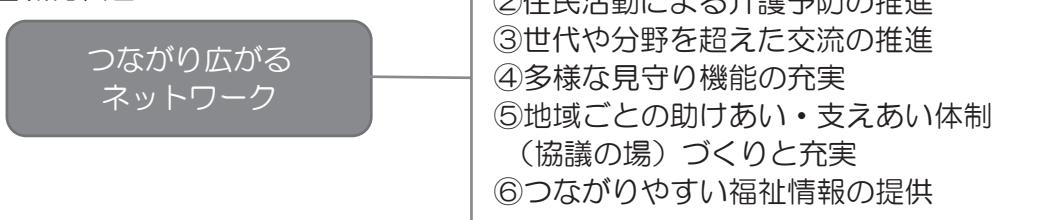
重点課題 1



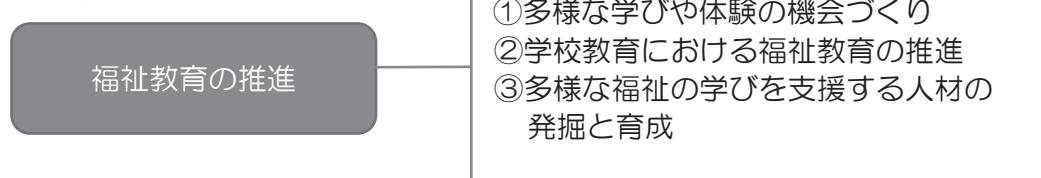
重点課題 2



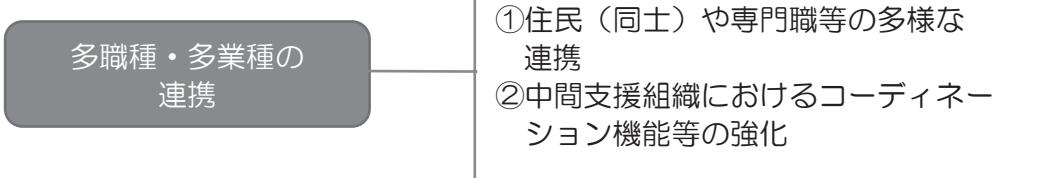
重点課題 3



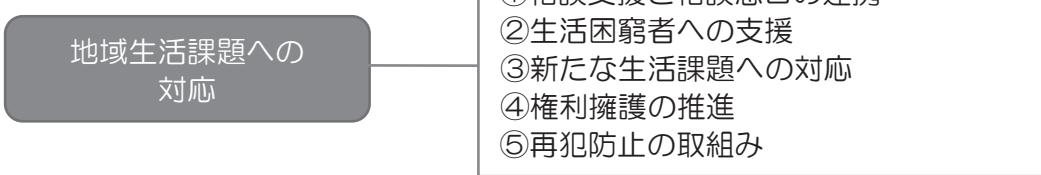
重点課題 4



重点課題 5



重点課題 6



重点課題1 地域住民の人材発掘と人材育成

(1) 現状と課題

地域での生活の孤立を防ぐためには、高齢者や子育て中の親子、ひきこもりの人やその家族など、さまざまな人を受け入れができる多様な集いの場が必要です。コロナ禍では外出や大人数での集まりが制限されましたが、2023年度（令和5年度）はミニディサービスの実施回数が379回、延べ参加者数が6,038人と、2021年度（令和3年度）の延べ参加者数3,025人と比較して、倍近い参加者数となっています。他にも、子ども食堂や不登校・ひきこもりの状況にある人やその親を支援する住民主体の集いの場などが生まれています。

活動が活発化する一方で、「高齢化で参加者も支援者も減っている」「交通の不便な場所には人が集まらない」「参加したいと思われるようなプログラムづくりの難しさ」「スタッフとなる人材の不足」といったご意見がグループヒアリングで挙げされました。

また、日常生活に身近な町内会・自治会、老人クラブ、子ども会などの小地域圏域での地域住民活動、町域などで行われるボランティア・市民活動、身近な相談役を担う民生委員・児童委員のなり手不足などの現状があります。

地域住民同士の主体的な助けあい・支えあいの活動を担う人材の発掘や地域活動に参加しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

(2) 具体的な取組みと担い手

具体的な取組み	主な担い手
①担い手の育成と継承者の確保	
・各種ボランティア養成講座の開催のほか、地域活動に関心をもってもらえるような活動入門講座や活動体験会などを開催します。	町社会福祉協議会
・小地域圏域での募集や広域での募集など、各活動に効果的な人材募集を行います。	小地域福祉活動団体 ボランティア・市民活動団体 町社会福祉協議会 町行政
・講座受講者等が知識や特技等をいかし、地域活動を始められるよう、体験活動や試行活動ができる機会づくりを行います。	小地域福祉活動団体 ボランティア・市民活動団体 町社会福祉協議会
・「参加者」「利用者」と「スタッフ」「支援者」という区分けなく、参加者や利用者から次の支え手を育成していきます。	小地域福祉活動団体 ボランティア・市民活動団体
・地域活動の留意点、相談先や支援内容、活動の広報・PR、情報収集等のコツ、活動仲間を受け入れる際の留意点などに関するガイドブックの発行を行います。	町社会福祉協議会

	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動に取り組む地域住民・団体等の活動意欲の向上のために、感謝の気持ちなどを伝えるツールづくりと普及を行います。 	小地域福祉活動団体 ボランティア・市民活動団体 町社会福祉協議会
②活動者の能力・スキルの向上		
	<ul style="list-style-type: none"> 時事的な福祉課題や地域生活課題などをテーマにした地域での助けあい・支えあいのための学習会を開催します。 	町社会福祉協議会 町行政
	<ul style="list-style-type: none"> 個別支援と地域支援を一体的に推進するため、地域住民（活動）と専門職の連携・協働を図ることを目的に、コミュニティソーシャルワークの基礎研修を開催します。 	町社会福祉協議会
③住民主体の新たな取組みの推進		
	<ul style="list-style-type: none"> 比較的若い年齢層による地域活動が活発に行われている地域があり、他の地域でも活発化するような新たな活動に取り組むとともに、団体等の活動について支援を行います。 	ボランティア・市民活動団体 町社会福祉協議会 町行政
	<ul style="list-style-type: none"> 新たな地域生活課題等に取り組む地域活動者の発掘や、取組みに必要な学びの機会づくりを通した人材の育成を行います。 	町社会福祉協議会 町行政

コラム：住民活動の現場から
～サロンを運営するSさんのお話～

地域住民が気軽に集えて健康に留意しながら仲間づくりができる場として、自宅を開放しサロン活動を始めてから10年が経ち、年間延べ800人くらいが参加しています。ニーズがあるにもかかわらずサロンを開催する場所がないのが一番の悩みです。また、近年の社会事情もあり、地域の見守りや相談活動などボランティア活動の担い手を発掘したり、共に活動しながら貢献できる人の育成が課題なのはどこも同じでしょう。

人が集まると、日常のとりとめのない話やいろいろな話を聞く中で相談を受けることもあります。一度話を聞いて解決につながるのではなく、ご自身自らが相談のポイントがみつからず、何度も話をしている間に抱える問題やつまずきなどの本質が明確になってくることもあります。そのような気づきにつながるのが相談活動であると学びました。見出された課題や問題は、行政や包括支援センターなど地域の社会資源を利用して安心できる日々の暮らしにつながることが願いです。

さまざまな人との出会いですが、家族が認知症になるなど困ったことが起きたと隠そうとすることがあります。そのご家族の歴史もあり、特に男性陣は地域への馴染みが少なく、その扉を開けていくには時間がかかりますが、ご本人たちに楽になってほしいと願い、繰り返しのあいさつと顔つなぎから「焦らず・慌てず・諦めず」の心境で見守り活動を続けます。

私は子どもの頃、自分の暮らしの中で福祉関係についてのふれあいがなく育ち、成人後、初めて障害者と出会い福祉を学ぶきっかけになりました。今では、障害の人たちに育てられたと感謝しています。福祉教育の充実で子どものうちから「知る」「学ぶ」ことを通し、継続して向き合っていける環境づくりも大切だと思っています。たくさんの人との巡りあいが、地域で生きることとお互いの人生を豊かに笑顔にしてくれることを信じ、サロン活動は続けています。

重点課題2 活動・活躍の機会づくり

(1) 現状と課題

地域住民、ボランティアの皆さんの活動・活躍により、高齢者への支援や参加者が楽しめるようなイベントの実施など、孤立を防ぐとともに、未病改善や介護予防に関する取組みが行われています。イベントへの参加者の喜びの声も多く、これらの地域住民主体の取組みを継続していく必要があります。しかし、地域の人々の高齢化により活動の継続が困難となっています。

子育て中の親や、学齢期の子どもの育ちを支援する取組みが町内で活発化とともに、各取組みの横のつながりが広がっています。この分野では、共働きの子育て世代の担い手が多く、今後も担い手を確保していくためには、活動しやすい環境づくりが重要です。引き続き、地域の人々が地域で活動・活躍できるような取組みを進めていく必要があります。

一方で、住民主体の地域福祉活動を安定的・継続的に実施していくこと、新たな人材が多様な地域福祉活動へ参加し活躍していくこと、新たな地域生活課題の解決に取り組んでいくことなどのためには、活動費や事業費の工面なども欠かせません。共同募金などを始めとする民間財源を中心とする地域福祉を推進するための財源の確保とその有効活用がますます求められています。

(2) 具体的な取組みと担い手

具体的な取組み	主な担い手
①地域に求められる活動の継続と強化	
・貯筋運動実施団体において、運動と会話を楽しみながら孤立を防ぐ活動が継続できるよう、講師派遣、筋肉測定等の定期的なフォローを継続して行います。	ボランティア・市民活動団体 町社会福祉協議会 町行政
・健康な高齢者から幼児までの多世代が集まり、ものづくりや体操等、さまざまな活動を通して、人と人とのつながりを作ります。	地域住民 小地域福祉活動団体 町社会福祉協議会
・活動の安定的な継続のため、人と人とのつながりの中で新たな担い手を探していきます。	地域住民 小地域福祉活動団体 町社会福祉協議会
・介護保険制度における生活支援体制整備事業を活用して、住民主体の地域福祉活動を引き続き支援します。	町行政
②新たな活動の広がりの推進	
・既存のサロンに認知症の人やひきこもりの人たちの参加、高齢者や障害を持つ人と子どもたちの交流など、多様な人たちの社会参加や交流を応援します。	ボランティア・市民活動団体 町社会福祉協議会
・いろいろな活動の場・機会に多様な人が参加できるように活動の場の魅力を発信します。	小地域福祉活動団体 ボランティア・市民活動団体 町社会福祉協議会

	<ul style="list-style-type: none"> 新たな地域生活課題の解決に取り組む住民主体の活動に対して、必要に応じて助成等の支援を行います。 	町社会福祉協議会
③地域福祉活動を推進するための取組み		
	<ul style="list-style-type: none"> 各団体の自主財源確保の努力とあわせて、町社会福祉協議会や財団法人等が実施する各種民間活動助成金を活用し、活動資金の確保に努めます。 	ボランティア・市民活動団体 小地域福祉活動団体
	<ul style="list-style-type: none"> 共同募金運動（赤い羽根募金及び年末たすけあい募金）を積極的に展開し、住民主体の地域福祉活動や町社会福祉協議会の事業費の安定的な確保に努めます。 	県共同募金会葉山町支会
	<ul style="list-style-type: none"> 年末たすけあい募金等を財源とした各種助成事業を通して、地域生活課題の解決に向けて取り組む住民主体の地域福祉活動（団体）を資金面で支援します。 	町社会福祉協議会

共同募金運動 ～赤い羽根募金＆年末たすけあい募金～

共同募金は、戦後間もない昭和22年、戦災孤児を預かる民間福祉施設などの資金不足を補うためにスタートした民間の募金活動を制度化したもので、現在では、社会福祉を目的とする事業活動への幅広い支援を通じて地域福祉の推進を図る募金活動として社会福祉法に規定されています。

共同募金運動は、毎年定められた期間に全国一斉に行われるもので、都道府県ごとの社会福祉法人共同募金会が実施主体となり、各都道府県下の市区町村の支部が地域性にもとづいて展開しています。

葉山町では、神奈川県共同募金会葉山町支会が事務局を担い、戸別募金、学校募金、法人募金、職域募金などの方法で募っています。

「赤い羽根募金（10月）」で集められた募金は、神奈川県共同募金会を通じて、県内の福祉施設や地域作業所、非営利の在宅福祉サービス団体、各市町村社会福祉協議会などへ配分【広域配分】されます。

「年末たすけあい募金（12月）」で集められた葉山町内の募金は、県共同募金会を通じて、葉山町社会福祉協議会が行なう“葉山町内の地域福祉の推進”を目的とする各種事業などの財源として配分【地域配分】されます。



重点課題3 つながり広がるネットワーク

(1) 現状と課題

地域住民が身近な場所や小地域圏域で運営するミニディサービス・サロン活動は、高齢者・障害児者・子ども・子育て中の親子など、地域交流や世代間交流などの共生型の仲間づくりや居場所づくりの重要な機会となっています。

コロナ禍により地域住民同士のつながりが一時期途切れてしましましたが、つながりや広がりの重要性や健康を維持するための介護予防の重要性などが再認識され、大半のミニディサービス・サロン活動は再開しています。

介護予防となる貯筋運動や健康麻雀、生活のしづらさを抱えた不登校・ひきこもりの当事者・家族の集いの場など、参加者層やプログラム内容はより一層多様化するとともに、類似する活動団体同士の横のつながりも進んでいます。

福祉（ふだんの くらしの しあわせ）や助け合い・支えあいの捉え方がますます広がりを見せており、地域住民が主体的・自発的に行う活動や取組みも介護・保健・教育・災害（防災）・まちづくりなど関連する分野とつながりながら行われる機会が増えています。

一方で、子育て中の親や障害者などが抱える個別の地域生活課題に着目・配慮した集いの場づくりや助け合い・支えあいを進めるとともに、多様な地域活動団体同士がお互いに連携・補完しあいながら“地域ぐるみ”で協議・検討し、具体的な取組みや活動などを運営できる地域づくりに努めていく必要があります。

さらには、必要な人や支援団体等に必要な情報が届きにくく共有しづらいという課題があることから、情報の受け手の生活環境に応じた効果的・効率的で多様な情報発信・情報共有の方法を見出す必要があります。

(2) 具体的な取組みと担い手

具体的な取組み	主な担い手
①集いの場（出会いの場）づくり	
・生きがいミニディサービス・ふれあいいきいきサロン等の実施と助成等の支援を行います。	小地域福祉活動団体 ボランティア・市民活動団体 町行政 町社会福祉協議会
・多種多様な出会いや集いの場づくりと運営を行います。	小地域福祉活動団体 ボランティア・市民活動団体
・それぞれの集いの場の活動紹介や情報共有を行い、つながりをつくり、各活動の発展・強化や、コラボレーション活動の可能性を探っていきます。	小地域福祉活動団体 ボランティア・市民活動団体 町社会福祉協議会 町行政
・必要とされる居場所に取り組んでくれる団体を募ります（助成金募集などでの公募など）	町社会福祉協議会

②住民活動による介護予防の推進	
・貯金運動など介護予防に結びつく活動・取組みを実施・運営します。	小地域福祉活動団体 ボランティア・市民活動団体
・貯金運動の実施の支援と普及・啓発を行います。	町行政
・地域住民・団体が取り組む介護予防に関する活動や取組みに対して支援するとともに、専門的立場から必要に応じて協働します。	町社会福祉協議会 福祉サービス事業者
③世代や分野を超えた交流の推進	
・多世代が出会い、集い、交流できる機会づくりを福祉専門職と協働し、創意工夫して行います。	小地域福祉活動団体 ボランティア・市民活動団体 福祉サービス事業者
・世代などを超えて出会い、交流できる場づくりを進めるにあたって、ふれあいきいきサロン助成などの助成金を有効に活用します。	小地域福祉活動団体 ボランティア・市民活動団体
・ふれあいきいきサロン実施団体への助成等と支援を行います。	町社会福祉協議会
④多様な見守り機能の充実	
・地域の中で孤立やひきこもりやすい高齢者、障害者等の孤立を防ぐためのみまもり事業を町内会・自治会や民生委員、小地域福祉活動推進組織・団体等と協働して行います。	町社会福祉協議会
・地域での見守りが必要な住民に対して、孤立を防ぐみまもり事業の活用や集いの場での活動、訪問等のあらゆる機会を通じた住民同士で見守りあえる地域づくりを行います。	小地域福祉活動団体 町内会・自治会 民生委員・児童委員 他
・地域住民・団体等が実施する見守り活動に対して支援と協働を行います。	町行政 町社会福祉協議会 福祉サービス事業者
⑤地域ごとの助けあい・支えあい体制（協議の場）づくりと充実	
・住民主体の小地域福祉活動推進組織・団体へのオブザーバー参加と支援を行います。	町社会福祉協議会
・小地域福祉活動推進組織の未設置地域に対する働きかけと組織化を図ります。	町社会福祉協議会

	<ul style="list-style-type: none"> ・葉山町内8圏域（小地域圏域）ごとの“地域ぐるみ”的助けあい・支えあいの協議・検討の場（生活支援体制整備事業第2層協議体）づくりとその運営を行います。 	町社会福祉協議会
	<ul style="list-style-type: none"> ・各小地域圏域の第2層協議体の取組みなどから見えてきた重要課題などを集約し、町域全体に共通する助けあい・支えあいの協議・検討の場（生活支援体制整備事業第1層協議体）づくりとその運営を行います。 	町行政
	<ul style="list-style-type: none"> ・各小地域圏域の小地域福祉活動推進組織や第2層協議体など、地元地域の助けあい・支えあいの協議・検討の場や取組みへ積極的に参画します。 	地域住民 小地域福祉活動団体 ボランティア・市民活動団体 福祉サービス事業者 他

⑥つながりやすい福祉情報の提供

	<ul style="list-style-type: none"> ・活動内容等について、支援が必要な人に必要な情報が届くよう、創意工夫した積極的な広報活動を行います。 	小地域福祉活動団体 ボランティア・市民活動団体
	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の相談窓口・機能・資源の活用、住民活動のPRなど、インターネットを活用し、情報を効果的に発信・広報します。 	小地域福祉活動団体 ボランティア・市民活動団体 町社会福祉協議会 町行政
	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の住民主体の地域福祉活動などを広報紙、地域活動ガイドブック、ホームページ等を活用して情報発信・提供を行います。 	町社会福祉協議会
	<ul style="list-style-type: none"> ・公的サービスの情報をさまざまな媒体を活用し、誰にでもわかりやすい工夫をした情報発信・提供を行います。 	町行政

コラム：住民活動の現場から
～計画策定委員Yさんのお話～

法人で認可保育園と学童保育の運営をしています。計画の中で自分が関わる部分は子どものことが中心ですが、この計画の中で実践できているところがいくつあるのだなと思いながら見ています。たとえば、重点課題3「つながり広がるネットワーク」の「①集いの場（出会いの場）づくり」で、孤立しやすい子育て中の親子のつながりの場として、1人で子育てせず仲間ができたりスタッフと話すことで、ちょっとした悩みが解決して安心して子育てができることに役立っていると感じています。

認可保育園は高齢者施設の土地を借りて運営しているため、すごくありがたい環境にあります。コロナなどの感染症の心配があり交流できない期間も沢山ありますが、高齢者施設のデイサービスに通っている方と年に数回交流しています。コロナ流行時は室内に入らず外で子どもたちの歌を聴いてもらったり、じゃんけんなどふれあい遊びをしていました。子どもたちには自分の祖父母に関わることはあるても、それ以外のお年寄りと関わることがない中で歌を聴いてもらった、歌ってあげたという気持ちになってお年寄りに何かができたという喜びになっています。

子どもは生まれてきて、これから社会に出るまでに温かい気持ちで成長できるように、これから社会に意欲を持てるよう育て、反対にお年寄りは、これから的人生に少しでも温かい気持ちで大切にされた気持ちを持っていてもらうところは共通するところがあります。

この計画の重点課題5「多職種・多業種の連携」は、まさに今やっていることだと思います。専門職としての役割では子育てでありながらも、もっと広い視野を持っていくことで子どもたちに伝えられることがあると思いました。

せっかく計画があるので、それを実行するためには、多くの地域住民や専門職の方々にこの計画に関心を持ってもらう、自分に何ができるか意識を持ってもらう、勉強する場というか計画の先の具体的な話ができるとより計画が活きると感じます。

重点課題4 福祉教育の推進

(1) 現状と課題

地域の中ではいろいろな価値観や福祉観（福祉の意識）を持った人々が生活を営んでいます。日常生活の中で意識していなかったとしても、差別や偏見、社会的排除などが起こってしまうことがあるのは否めません。

福祉教育の目的は、福祉の専門的な知識や技術などを習得することではなく、地域共生社会を実現するために“共生の文化”を創ることです。“共生の文化”とは、地域住民同士が共に生きるという価値を生活の中に定着させ、共に生きることができる社会を創り出していくことです。そのためには、人それぞれの違いや多様性を認めあうなど、住民一人ひとりの福祉意識が地域共生社会づくりへと変わっていくことが必要不可欠です。福祉教育では、生活を営むあらゆる日常的な場面で、地域共生社会づくりに向けた意識や理解を深めていく学びや気づきを具体的な形にしていくことがとても重要です。

町社会福祉協議会では長年、中学生・高校生向けの福祉活動体験学習、大人向けの各種ボランティア養成講座や時事的な福祉課題をテーマにした講座・研修を行っています。また、小・中学校では福祉をテーマにした「総合的な学習の時間」などの授業が行われています。さらには、地域住民一人ひとりの生活課題や地域課題の解決に向けて自発的・自主的に取り組むボランティア・市民活動も増加しています。

一方で、地域住民それぞれが抱える生活課題はますます多様化・複雑化し、地域住民同士のつながりや近隣住民同士の顔と顔の見える関係性の希薄化、助け合い・支えあいの活動やボランティア・市民活動における担い手の不足や高齢化、継承する難しさが課題となっています。

多様な生活課題を抱えている住民の生活のしづらさを理解し、我が事として受け止め、認めあい、助け合い・支えあえる地域共生社会づくりに向けて、子どもも大人も誰もが福祉（ふだんの くらしの しあわせ）について身近なものとして気づき、学びあえる機会づくり、ボランティア・市民活動や小地域活動等の実践から学びをさらに深められる機会づくりなど、日常の身近な生活場面での福祉教育をさらに進めていく必要があります。

(2) 具体的な取組みと担い手

具体的な取組み	主な担い手
① 多様な学びや体験の機会づくり	
・中学生・高校生が福祉施設等の体験を通して、福祉についての気づきと学びを得られる体験学習の機会づくりを行います。	町社会福祉協議会 福祉サービス事業者
・児童・生徒・学生などが福祉について学べる体験等の機会づくりに参画し協力します。	ボランティア・市民活動団体 福祉サービス事業者 地域住民 他
・各種ボランティア養成講座等を通じた福祉の学びと、ボランティアの発掘・育成の機会づくりを行います。	町社会福祉協議会
・助け合い・支えあいの地域活動に興味・関心をもってもらうための活動体験などの機会づくりを行います。	町社会福祉協議会 小地域福祉活動団体 ボランティア・市民活動団体

	<ul style="list-style-type: none"> ・時事的な福祉課題や地域生活課題などをテーマに、地域住民同士が、助け合い・支えあいについての学びと気づきを得られる学習会等を行います。 	町社会福祉協議会
② 学校教育における福祉教育の推進		
	<ul style="list-style-type: none"> ・町内小・中学校における福祉をテーマにした「総合的な学習の時間」や関連する授業のプログラムづくりなどへの協力・支援を行います。 	町社会福祉協議会 福祉サービス事業者 地域住民 他
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育における福祉の学びのより良い進め方や協働体制づくりなどについて、福祉と教育の両分野の関係者・団体が協議・検討する機会を作ります。 	町社会福祉協議会
③ 多様な福祉の学びを支援する人材の発掘と育成		
	<ul style="list-style-type: none"> ・“誰もがともに生きる”ことや福祉教育の重要性、実践事例などを学び、地域共生社会づくりの意識や理解を広げ、深めるための講座・研修を行います。 	町社会福祉協議会
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における福祉に関する授業をはじめ、福祉教育の推進に参加・協力する人材・団体等を発掘・把握し、具体的な取組みに参画・活躍できるネットワークづくりを行います。 	町社会福祉協議会
	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉教育の推進のための取組みやネットワークづくりに賛同・参画します。 	障害当事者等の地域住民 ボランティア・市民活動団体 福祉サービス事業者 他

防災（減災）活動と福祉教育

近年は、毎年のように日本全国で自然災害による甚大な被害が発生し、長期にわたる継続的な復興活動が行われています。いざ災害が起ると、地域の環境は大きく変化し、地域住民など人々の暮らしには平常時では思いつかなかった想像以上のさまざまな課題や困難が生じます。

葉山町内各地でも、災害時に少しでも被害を少なくするための防災（減災）の訓練等の取組みが行われています。

「ともにいのちと生活を守り支えあう」という視点は福祉教育と共通しています。自然災害などの知識や避難行動、避難所運営などについて知ったり訓練するだけではなく、万が一の時に住民一人ひとりが助けあい・支えあいができるように、ご近所や地域の人たちを知り、理解しあうことや、地域のつながりをつくるなどの「助けあい・支えあいの地域（コミュニティ）」を平常時から築いていくことがとても重要です。こうしたコミュニティが築けている地域かどうかで被災後の復興にも大きく影響すると言われています。

また、被災地支援ボランティア活動への参加や経験などは、平常時と災害時をつなぐ大きな学びの機会でもあり、「助けあい・支えあいの地域（コミュニティ）」づくりの動機や原動力になります。

“福祉のまちづくり”と“災害に強いまちづくり”をさらに進めいくために、「防災（減災）活動」と「福祉教育」の視点や要素を掛け合わせ、創意工夫した魅力ある日頃の取組みが求められています。

重点課題5 多職種・多業種の連携

(1) 現状と課題

福祉（ふだんの くらしの しあわせ）や助け合い・支えあいの枠組みがますます広がりを見せていることに伴い、これまでの狭義の福祉から広義の福祉への転換が求められています。

福祉分野同士のつながりだけでなく、多様化している地域生活課題の解決や対応、ボランティア・市民活動や地域住民活動の普及・発展・活性化においても

- ① **【多分野間の連携】**介護・保健・教育・労働・災害（防災）・まちづくりなど生活に関連するあらゆる分野や相談窓口の連携・協働
- ② **【専門職と地域住民の連携】**専門職同士だけや住民活動同士だけではなく、あらゆる立場の専門職と地域住民活動の連携・協働
- ③ **【地縁型団体とテーマ型団体の連携】**一定の小地域圏域内の住民等で構成される地縁型団体（町内会・自治会、老人クラブ、子ども会など）と活動テーマを明確にして比較的広い圏域で活動するボランティア・市民活動団体や当事者団体などのテーマ型団体の連携・協働
- ④ **【フォーマルとインフォーマルの連携】**フォーマル（公的な制度・施策）・インフォーマル（制度外・非公式）を問わない連携・協働

などが求められており、今後ますます重要だと言えます。

さらに、自然災害などの有事の際にはさまざまな垣根を超えた対応と「災害ボランティアセンター」の設置・運営が必要であり、非常時の多様な主体との連携・協働の仕組みづくりが求められています。

一方で、日頃の支援対象者や世帯に関する知り得た個人情報等の取扱い方法などに苦慮する声が多く聞かれます。災害時への備えとしては、要支援者に関する個人情報等の適切な取扱いと防災・減災の準備のための取組みの難しさも大きな課題の一つとなっています。

相談窓口における生活相談支援（個別支援と地域支援の一体的な対応）でも、あらゆる分野や立場など垣根を超えて、日頃から支援する関係者・団体等がつながり、必要に応じてスムーズに連携・協働できる環境づくりを推進する必要があります。

(2) 具体的な取組みと担い手

具体的な取組み	主な担い手
① 住民（同士）や専門職等の多様な連携	
<ul style="list-style-type: none">・具体・個別の生活相談等に対応する際、支援に有効な住民主体の地域活動者・団体等と連携・協働しながら対応するとともに、必要に応じて地域活動者・団体同士がつながることのできる機会づくりを行います。・生活支援体制整備事業第2層協議体において、構成する住民活動者・団体間のつながりづくりと具体的な取組みを企画し実践します。・集いの場や見守り活動などで出会った個別に対応が必要な住民の方などを専門職につなぎ、円滑に専門的な支援につなげます。	<p>町社会福祉協議会</p> <p>小地域福祉活動団体 町社会福祉協議会 町行政</p> <p>地域住民 小地域福祉活動団体 ボランティア・市民活動団体 他</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 専門職 OB・OG である住民やボランティアが、地域活動に参加し、専門性をいかした活動を行います。 	地域住民 小地域福祉活動団体 ボランティア・市民活動団体 他
	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者サロンや乳幼児サロンなどに、高齢や児童の専門職を派遣し、健康相談や体操指導などを行います。 	町行政 町社会福祉協議会 福祉サービス事業者 他
	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害に見舞われた際、葉山災害ボランティアセンターを設置・運営します。また、平常時から町防災行政や関係団体等との連携体制づくり（連携会議の実施など）、災害ボランティアの発掘・育成、センター運営に必要なスキル向上のための訓練・研修の機会づくりなどを行います。 	町社会福祉協議会 ボランティア・市民活動団体 町行政 他
② 中間支援組織におけるコーディネーション機能等の強化		
	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民による地域活動を必要に応じて専門職等がスムーズにバックアップできる関係づくりや体制づくりを行います。 	町社会福祉協議会 中間支援組織・団体 他
	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民主体の地域活動に関する相談窓口、人材登録、学びの機会づくり、コーディネート・マッチング、活動助成、ネットワークづくり、情報の収集と提供、広報・PRなど、一連の中間支援組織としての機能を強化します。 	町社会福祉協議会 中間支援組織・団体 他

地域福祉活動をする上での個人情報保護

誰もが安心して暮らせる地域づくりには、助け合い・支えあいなどの地域福祉活動での住民活動間の連携や、専門職と住民が連携しながら課題解決にあたることがますます重要となっています。円滑な連携のためには、個人情報を適切に取り扱い、プライバシーを尊重しながらも、必要な情報を共有し合える体制づくりが求められます。

「個人情報の保護に関する法律」（以下、個人情報保護法）が施行されてから、個人情報保護への意識が高まる一方で、リスクばかりが過剰に意識されてしまうことで「活動がしにくい」との声が聞かれます。個人情報保護法では、法の目的を「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」と定めており、「個人の権利利益の保護」と「個人情報の有用性」のバランスを図るものとしています。法律を正しく理解し、個人情報保護と地域福祉活動（保護と活用）のバランスをとりながら、個人情報を適切に管理し、上手に活用していくことが大切です。

地域福祉活動は、「人」と「人」との関わりの中で進められていくもので、互いの信頼関係がなければ成り立たず、日頃から個人情報を共有してもらえる「顔と顔の見える関係性」を丁寧に築いていくことが重要です。その上で、本人の同意を得て配慮をした取扱いができるよう地域や各団体の実情に合わせた個人情報の取扱い（情報収集・管理・共有）のルールを作成していくことが求められます。

重点課題6 地域生活課題への対応

(1) 現状と課題

老々介護、8050問題、介護離職や雇用・労働条件の悪化による経済的基盤の脆弱化、子どもの孤食、不登校・ひきこもり、ヤングケアラー、災害への日頃の備えや不安など、さまざまな生活のしづらさや生活課題を複数抱えている世帯が増えています。また、困りごとを抱えていてもSOSを発信できない・しない、だれに・どこに相談すれば良いかわからない、支援の関わりを拒否する、問題を抱えていても危機感を感じていないなど、相談窓口につながらず、生活課題がより重度化してしまうことが少なくありません。

これらの課題は地域で複雑に絡み合っているため、その支援には地域住民やさまざまな専門機関や団体との垣根を超えた連携やネットワーク化が求められており、多様な地域生活課題を解決できる仕組みづくりや地域づくりを進めていく必要があります。

また、高齢者や子ども、障害のある人等、すべての人の尊厳と権利が守られ、その人らしく安全・安心に暮らせるよう、虐待の防止や早期発見を図るとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業等による権利擁護を推進することは極めて重要です。町社会福祉協議会では、法人後見の開始に向けて準備を進めており、町行政と共に成年後見制度を推進する「中核機関」の早期設置を引き続き進めています。町行政では、月1回成年後見相談を実施しており、今後も、高齢化や単身世帯の増加で相談の必要性が高まると見込まれるため、引き続き制度の周知・啓発に努める必要があります。

本計画は、再犯防止推進計画も兼ねています。犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病等のさまざまな問題を抱え、生きづらさから再度犯罪を犯してしまう人もいます。高齢者（65歳以上の者）が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高く、知的障害のある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかにされています。犯罪の常習化を防ぐために、地域社会から排除することなく、適切な福祉的支援につないでいくことが課題です。

(2) 具体的な取組みと担い手

具体的な取組み	主な担い手
①相談支援と相談窓口の連携	
・福祉相談窓口を設置している小地域福祉活動推進組織・団体での、小地域コーディネーターや有償・無償の助けあい・支えあい活動の担い手による個別支援活動の充実・強化を図ります。	小地域福祉活動団体
・小地域において、小地域コーディネーター、町内会・自治会関係者、民生委員・児童委員などが連携し、支援が必要な人を発見し、受け止める体制づくりを行います。	小地域福祉活動推進組織 町内会・自治会 民生委員・児童委員 町社会福祉協議会
・生きづらさや困りごとのさまざまな相談や制度の狭間にある生活困窮に関する相談などに対して、	町社会福祉協議会

	<p>コミュニティソーシャルワーカーが制度・施策や住民主体の地域福祉活動などを活用した個別支援や地域支援の活動を一体的に行う地域福祉総合相談事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域福祉総合相談事業の基盤となるコミュニティソーシャルワーク（個別支援と地域支援の一体的支援）の実施にあたって、個別支援活動等を担う地域住民、専門職・機関、関係者・団体などの垣根を超えた連携・協働について、皆で学びあう研修会を開催します。 小地域福祉活動推進組織・団体が行う個別支援活動、民生委員・児童委員の活動、町社会福祉協議会が実施する複数の相談事業など、多様な相談窓口の広報・周知を行います。 	
	<p>②生活困窮者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域福祉総合相談事業の中で、神奈川県社会福祉協議会と連携し自立相談支援事業の利用支援を行います。 生活福祉資金やたすけあい資金の貸付事業、緊急一時支援事業等、生活困窮者の一時的な生活支援を行います。 	<p>町社会福祉協議会</p> <p>町社会福祉協議会</p>
	<p>③新たな生活課題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者や障害のある人等の介護が必要な人がいる家庭で、介護を担っている子ども・若者を発見した場合、介護者である子ども・若者の負担の軽減のため、適切なサービスの利用につなげます。 家でひきこもりの生活を送っている本人や家族等が、社会へのつながりを求めた際に、相談に応じながら家族や本人が参加できる居場所や、必要に応じて医療や福祉サービスにつなげます。 貧困や介護、子育て、病気等、さまざまな生きづらさを抱える人達が相談できる窓口等の情報提供を行い、公的な支援に止まらず、住民活動団体も含め、悩みに寄り添った支援につなげられるようネットワーク化に努めます。 	<p>町行政 町社会福祉協議会 福祉サービス事業者 地域住民</p> <p>町行政 町社会福祉協議会 福祉サービス事業者 小地域福祉活動団体 ボランティア・市民活動団体</p> <p>町行政 町社会福祉協議会 福祉サービス事業者 小地域福祉活動団体 ボランティア・市民活動団体</p>

④権利擁護の推進（成年後見制度に関する市町村計画部分）

・高齢者や障害のある人、児童などに対する虐待の発見と町行政など専門相談窓口への通報を行います。	地域住民 福祉サービス事業者
・児童虐待の防止や早期発見・早期対応のため、町民に広く普及・啓発を行うとともに、関係機関との連携を強化します。	町行政 町社会福祉協議会
・地域福祉総合相談事業により、本人に寄り添った相談支援を行います。	町社会福祉協議会
・日常生活自立支援事業において、利用者との契約による福祉サービス利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービスを行います。	町社会福祉協議会
・弁護士による権利擁護専門相談を行います。	町社会福祉協議会
・成年後見相談を月1回開催し、利用を希望する人へ制度の周知・理解を促進します。	町行政
・地域における成年後見制度の相談窓口となり、支援の必要な人を発見し、適切な支援につなげる「地域連携ネットワーク」づくりを行う「中核機関」を設置します。	町行政 町社会福祉協議会
・法人後見事業の体制整備についての検討を行い、2025年度（令和7年度）中に法人後見事業を開始します。	町社会福祉協議会

⑤再犯防止の取組み（地方再犯防止推進計画部分）

・保護司会等と連携し、「社会を明るくする運動の集い」等を通じた再犯防止や薬物乱用防止等に関する広報・啓発活動を行い、地域の理解促進と更生保護の推進に努めます。	町行政 町社会福祉協議会
・犯罪や非行をした生きづらさを抱える人達に対し、必要に応じて、福祉サービスにつなぎ、適切な支援に努めます。	町行政 町社会福祉協議会

成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などの理由で、財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）などの法律行為をひとりで決めることが心配だったり、行うことが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあう恐れもあります。

このような、ひとりで決めることに不安のある人々を法的に保護し、ご本人の意思を尊重した支援（意思決定支援）を行い、ともに考え、地域全体で明るい未来を築いていく。それが成年後見制度です。

成年後見人等は、ご本人のためにどのような保護や支援が必要かなどの状況に応じて、家庭裁判所が選任することになります。ご本人の親族だけでなく、法律・福祉の専門家その他の第三者や、福祉関係の公益法人その他の法人が選ばれる場合があります。

葉山町社会福祉協議会では、法人が成年後見人等になり、ご親族等の個人が成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護や支援を行うことの検討を始めています。

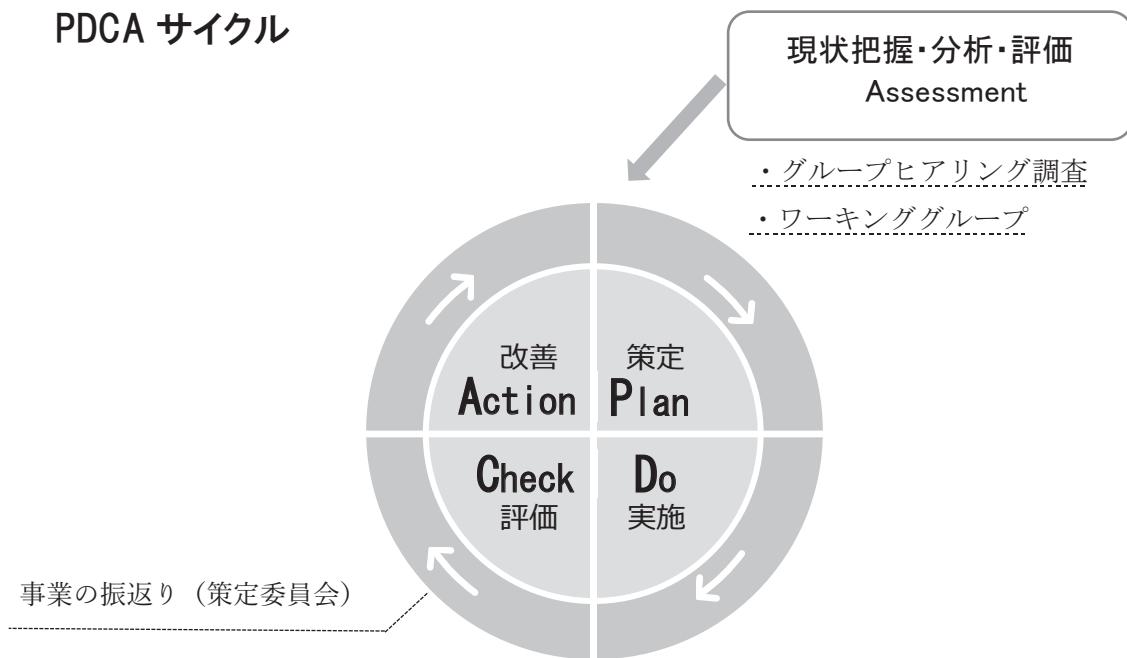
法人後見では、法人の職員が成年後見制度に基づく後見事務を担当しています。担当している職員が何らかの理由でその事務を行えなくなってしまっても、担当者を変更することにより、法人として後見事務を継続して行うことができるという利点があります。

3 計画の進行管理

本計画の事務局を担う町社会福祉協議会と町福祉課で構成する「地域福祉（活動）計画合同事務局会議」及び、地域福祉（活動）計画の推進に関する団体などの住民参加で構成する「葉山町地域福祉（活動）計画策定委員会」を設置し、本計画の進行管理として進捗状況の確認と評価、次期計画の策定などを行います。

計画の適切な進行管理を図るために、各重点課題等の具体的な取組みの状況とその成果・課題や波及状況、小地域圏域や町域など各日常生活圏域での助けあい・支えあい活動等の進展状況、新たな地域生活課題等の内容や支援状況、地域福祉の推進に関する町内外の動向の変化などの把握に努め、地域住民・団体と町社会福祉協議会と町行政などがそれぞれの強みをいかした連携・協働のもと柔軟な対応を図っていきます。

また、ヒアリング調査等により現状を把握し（Assessment）、PDCAサイクルに基づく計画の策定、調査、分析及び評価を継続的に実施するよう努めていきます。



資料編

1 葉山町地域福祉(活動)計画策定委員会開催経過

年度	開催日・場所		主な議題
令和4年度	第1回	2022年（令和4年） 10月24日 葉山町教育委員会 会議室	(1) 第2次葉山町地域福祉推進プラン（現行計画）の概要説明について (2) 第3次葉山町地域福祉推進プランの策定について
令和5年度	第1回	2023年（令和5年） 8月2日 葉山町福祉文化会館 大会議室	(1) 策定プロセス・スケジュールについて (2) 第3次計画の骨子・基本理念（案）について (3) ヒアリング調査の企画（案）について
	第2回	2023年（令和5年） 12月19日 葉山町福祉文化会館 大会議室	(1) ヒアリング事前アンケート調査の結果報告について (2) グループヒアリング調査の概要（案）について
	第3回	2024年（令和6年） 3月27日 葉山町教育委員会 会議室	(1) グループヒアリング調査の実施結果について (2) 第2次計画（現行計画）の中間評価について (3) ワーキンググループの企画に向けて
令和6年度	第1回	2024年（令和6年） 7月24日 葉山町福祉文化会館 大会議室	(1) ワーキンググループの進捗状況について (2) 第3次葉山町地域福祉推進プラン（素案）について
	第2回	2024年（令和6年） 11月13日 葉山町福祉文化会館 大会議室	(1) ワーキンググループの報告及びまとめについて (2) 第3次葉山町地域福祉推進プラン（案）について
	2024年（令和6年）12月16日～2025年（令和7年）1月14日 パブリックコメント実施 閲覧場所 町役場1階情報コーナー、町役場1階福祉課、図書館、 福祉文化会館、町ホームページ		

2 葉山町地域福祉(活動)計画策定委員会委員名簿

(敬称略・順不同)

葉山町地域福祉計画策定委員

任期 令和4年8月1日～令和7年3月31日

規則	氏名	所属団体など
(1) 逗葉医師会推薦医師	本田 秀佳	逗葉医師会
(2) 逗葉歯科医師会推薦医師	加藤 順久	逗葉歯科医師会
(3) 社会福祉団体の職員	清水 美恵子	生活リハビリクラブ葉山（高齢）
	塩田 久美子	こころの相談室ポート（障害）
	山浦 彩子	ほけっと葉山町子育て支援センター（児童）
(4) 関係行政機関の職員	千葉 宏彬 （～令和6年6月末）	鎌倉保健福祉事務所保健福祉課
	加藤 晶子 （令和6年7月～）	
(5) その他町長が必要と認めた者	臼井 正樹	神奈川県立保健福祉大学名誉教授

葉山町地域福祉活動計画策定委員

任期 令和4年8月1日～令和7年3月31日

要綱	氏名	所属団体など
(1) 小地域福祉活動関係者	市川 洋征	木古庭福祉委員会
	白澤 和子	
(2) ボランティア・NPO団体	鈴木 知一	逗葉地区保護司会
(3) 町内会連合会	加藤 清 （～令和6年5月20日）	葉山町町内会連合会
	津吉 彰郎 （令和6年5月21日～）	
(4) 民生委員児童委員協議会	矢村 宗克 （～令和4年11月30日）	葉山町民生委員児童委員協議会
	安島 浩輔 （令和4年12月1日～）	
(5) 葉山町社会福祉協議会	山本 牧人 （～令和5年6月19日）	葉山町社会福祉協議会
	萩原 幹子 （令和5年6月20日～ 令和6年12月31日）	

3 葉山町地域福祉計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、葉山町附屬機関の設置に関する条例（平成7年葉山町条例第13号）第2条の規定に基づき設置された葉山町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、所掌事務、運営などに関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づく地域福祉計画の策定に関する事項を審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するものとする。

(委員)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 逗葉医師会から推薦された医師
- (2) 逗葉歯科医師会から推薦された歯科医師
- (3) 社会福祉団体の職員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認めた者

2 委員の任期は、計画の策定終了までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見などの聴取)

第6条 委員会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、委員会において知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

4 葉山町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(名 称)

第1条 この委員会は、葉山町地域福祉活動計画策定委員会（以下「社協委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この要綱は、社会福祉法人葉山町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、葉山町が策定する葉山町地域福祉計画（以下、「地域福祉計画」という。）と一体的に策定する葉山町地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の策定に係る社協委員会の設置及び運営に関して必要な事項を定める事を目的とする。

(役 割)

第3条 社協委員会の役割は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 計画策定に関する調査・研究に関する事
- (2) ワーキンググループの設置及び運営に関する事
- (3) 計画案の策定及び社協理事会への報告に関する事

(委員会)

第4条 社協委員会は次の各号に属する者の中から、社協会長が委嘱する。

- (1) 小地域福祉活動の関係者
- (2) ボランティア・NPO 団体の代表者
- (3) 葉山町内会連合会の代表者
- (4) 葉山町民生委員・児童委員協議会の代表者
- (5) 社協の代表者

2 社協委員会は葉山町地域福祉計画策定委員会と合同による委員会（以下「合同委員会」という。）形式により運営する。

3 合同委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

4 委員長及び副委員長は合同委員会の委員の互選により選出する。

5 委員長は合同委員会を代表し、会務を統括する。

6 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

7 合同委員会は、必要に応じて委員長が召集し、議長となり、議事を進行する。

8 合同委員会は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

9 委員の任期は計画の策定をもって終了する。

10 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(ワーキンググループの設置)

第5条 社協委員会は地域福祉を推進する上で、特に重要な地域課題の検討を行うため、課題解決の企画立案を行うワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループは地域課題の解決方法、役割分担及び事業の実施時期などの必要事項を定め、合同委員会に報告する。

(事務局)

第6条 社協委員会の事務局を社協に置く。

(委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか委員会の設置及び運営に関して必要な事項は、合同委員会委員長が合同委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年8月31日から施行する。

(この要綱の廃止)

2 この要綱は計画の策定をもって廃止する。

(第3次葉山町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱の廃止)

3 第3次葉山町地域福祉活動計画進行管理委員会設置要綱（平成24年6月7日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

5 用語集

注：〔カッコ〕内はその用語が最初に登場しているページを表しています。

あ行

◆アセスメント [P22]

社会福祉援助では、個別支援のアセスメントとして、援助対象者の情報を収集・分析することで、ニーズおよびその背景要因を明らかにしたうえで支援の目標・計画を立て支援が実施される。地域支援における地域アセスメントは、地域社会の状況・特性や、地域住民の思い・要望からニーズを明確にし、対象地域の計画策定や活動実践につなげる。

か行

◆介護離職 [P49]

介護が必要な家族のために、仕事をやめること。介護者が仕事と介護の両立が困難で離職した後、再就職の難しさや経済的負担、介護生活による社会的孤立などの状況に陥ってしまうことも少なくない。

◆共同募金運動 [P8]

社会福祉法に規定された、「地域福祉の推進」を目的とした民間の福祉活動を支える「たすけあい」の募金運動で、各都道府県に設立された共同募金会が実施主体となり、葉山町では町社会福祉協議会が神奈川県共同募金会葉山町支会 [P38] の事務局を担い運動を進めている。厚生労働大臣の告示により、毎年10月1日から翌3月31日までの6か月間が運動期間とされ、10月1日から赤い羽根募金 [P38]、12月には年末たすけあい募金 [P38] を実施している。

◆緊急一時支援事業 [P50]

町社会福祉協議会が、地域福祉総合相談事業を行う中で生活問題を抱えながら制度の対象外となる人、関係者の関わりや福祉サービスの利用を拒否する人、障害などで自己管理能力が不十分な人など、一時的に生活が困窮している人に対して、食料や日用品の提供、NPOや小地域福祉活動による有償支援の費用の負担、自宅の修繕などの、緊急かつ一時的な支援を行う事業をいう。

◆更生保護 [P51]

犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちに寄り添い・支えることによって再び犯罪が起きることを防ぎ、犯罪や非行のない社会をつくることを更生保護という。保護司（保護観察官とともに立ち直りを支える民間ボランティア）や更生保護女性会員（犯罪予防活動や子育て支援活動などを行うボランティア）など、地域の多くの人たちが携わっている。

◆子ども食堂 [P34]

地域のボランティアが子どもたちに対し、無料または安価で栄養のある食事や暖かな団らんを提供する取組み（子どもに限らず、その他の地域住民を含めて対象とする取組みを含む）。お腹をすかせた子どもへの食事提供、子どもの孤食（家族が不在の食卓で、子どもがひとりで食事すること）[P49] の解消、栄養と味わい豊かな食材による食育、子どもと地域の大人のつながりや地域交流の場づくりなどの目的で行われている。

◆コミュニティソーシャルワーク [P35]

地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化などの地域支援をチームアプローチによって総合的に展開する実践のこと。葉山町では地域での推進のための研修

会を実施している。支援を必要とする人の居住する地域や人間関係など、環境面を重視した援助活動を行うとともに、小地域福祉活動などの支援活動の利用支援や、新たな住民主体の地域福祉活動、葉山町独自のサービスを開発し、必要に応じて公的制度の利用を支援する相談支援の専門職（社会福祉士など）をコミュニティソーシャルワーカー（CSW）〔P50〕としている。

さ行

◆災害ボランティアセンター〔P46〕

大規模災害が発生した際に、被災者の困りごとに対し、ボランティアの力を借りて、被災者の生活の復旧・復興に向けた福祉救援活動を円滑に行うための組織をいう。葉山町が被災した際は町社会福祉協議会が葉山災害ボランティアネットワーク（HSVN）と協働で葉山災害ボランティアセンター〔P47〕を設置する。葉山町災害対策本部と連携し、災害により発生した生活問題などに対応するため葉山町内外の災害救援ボランティアの受け入れコーディネートを行う。葉山災害ボランティアセンターの運営及び災害時に備えた平常時の活動について、関係者・団体が連携するために連携会議を開催し、必要な協議を行う。

◆社会を明るくする運動〔P51〕

全ての国民が、犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くため、法務省が主唱する全国的な運動。強調月間である7月を中心に、1年通じて広く広報・啓発し、理解を深めてもらうための取組みが実施されている。

◆小地域コーディネーター〔P49〕

小地域福祉活動推進組織などにおいて有償又は無償の個別支援活動を行う上で、住民からの相談を受け支援者やその他の社会資源の活用を支援するコーディネーターをいう。

◆小地域福祉活動〔P16〕

地縁を基盤に、町域よりも小さな圏域「小地域圏域」（※「日常生活圏域」参照）で実施する住民主体の福祉活動。おおむね町内会・自治会または大字区域の活動を行う団体及び個人により構成される小地域福祉活動推進組織〔P16〕が、当該地域において地域福祉活動を推進する組織として町社会福祉協議会に登録している。

◆生活福祉資金〔P50〕

町社会福祉協議会が神奈川県社会福祉協議会から事業の一部を受託し、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯などに対して、就労に必要な技術取得のための資金、就学に必要な資金、住宅改修に必要な資金、その他一時的に必要な資金などを低利又は無利子で貸し付ける制度をいう。

た行

◆たすけあい資金〔P50〕

一時的に生活に困窮している世帯の経済的自立と生活意欲の向上を目的に、町社会福祉協議会が一時的に必要な資金の貸付と相談支援を行う事業をいう。

◆地域福祉総合相談事業〔P50〕

町社会福祉協議会が独自に行う総合相談事業で、地区担当の「コミュニティソーシャルワーカー」が制度のはざまにある人にも対応できるよう対象者を定めず、またSOSを出せない（出さない）人に対して出向いていく寄り添い型の相談を行い、住民主体の地域福祉活動の活用を中心に、公的サービスの利用も支援

する総合相談事業をいう。また、相談内容から地域課題を把握し、住民や町行政などとともに必要な社会資源を作り上げる役割もある。

◆地縁型団体とテーマ型団体 [P46]

町内会・自治会など地縁のみにより組織されたものや、老人クラブ、子ども会、小地域福祉活動推進組織など身近なエリアで地縁を基盤としながらも一定の人々や目的に特定した組織を地縁型団体という。一方、特定の課題やテーマに基づき身近なエリアに特定せず活動するNPO やボランティア団体などのテーマ型団体との連携・協働も求められている。

◆中間支援組織 [P29]

住民、NPO、企業、行政など多様な立場や分野・領域などの間にたって、さまざまな団体や活動などをコーディネートや支援する組織で、葉山町内では主に、まちづくり分野では認定NPO 法人葉山まちづくり協会、生涯学習・教育分野では葉山町教育委員会生涯学習課、福祉分野では社会福祉法人葉山町社会福祉協議会があげられる。

◆貯筋運動 [P19]

国内唯一の国公立体育大学である鹿屋体育大学福永哲夫元学長が考案した運動で、葉山町で介護予防への取組みとして地域へ広めている。特別な器具を使わず、高齢者でも簡単に覚えられる運動で、座位・立位など各自の体力レベルに応じて行うことができる。

な行

◆日常生活圏域 [P3]

住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情、介護サービスを提供するための施設の整備状況、その他の社会的条件を総合的に勘案して、市町村が定める区域。本プランの中では身近な生活圏域として「小地域圏域」と表現している。

◆日常生活自立支援事業 [P49]

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などのうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行う事業をいう。

は行

◆8050問題 [P49]

80 代の親と自立できない事情を抱える 50 代の子どもを指し、こうした親子が社会的に孤立してしまう問題。

◆葉山町総合計画 [P6]

町の将来像を示したまちづくりの指針として、町が目指すまちづくりの大きな方向性やそれを実現するための施策を定めた町行政における最上位計画をいう。第五次総合計画では、目指すまちの姿として「自分らしくつながるまち」を掲げ、15 年間の計画となっている。

◆葉山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画 [P6]

法定計画として老人福祉法第 20 条の8に規定する高齢者に関する施策事業の確保を定める計画と介護保険法第 117 条第1 項に規定する要介護高齢者などに関するサービス見込量や整備方針などを定める計画を一体的に策定した計画をいう。

◆葉山町子ども・子育て支援事業計画(葉山町こども計画) [P6]

こども基本法第10条2に基づく「市町村こども計画」であり、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」。子ども・子育てを取り巻く諸課題に積極的に取り組み、本町の子どもたちの健やかな育成を図っていくための計画となっている。

◆葉山町障害者福祉計画 [P6]

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的にまとめた計画で、障害者福祉の施策に関する方針やサービスの見込量とそのサービスの確保策について定めている。

◆葉山町健康増進計画・食育推進計画 [P6]

健康増進法第8条及び食育基本法第18条に基づく「市町村健康増進計画・食育推進計画」で健康づくりや食育を住民・地域関係団体・関係機関・学校・行政等が一体となって推進するための行動計画。

◆ボランティアセンター [P8]

ボランティア団体同士の連携やボランティアに関する相談、情報提供を行うための社会福祉協議会における組織をいう。福祉教育や研修、ボランティアグループへの活動支援なども行っている。町社会福祉協議会では「はやま住民福祉センター」[P16]と称している。

◆ボランティア・市民活動 [P8]

市民（町民）一人ひとりの自発的な意志にもとづき、金銭的な利益などの見返りを求めることなく、地域社会を住みよくする活動や他者を支える活動などの社会的活動に携わること。

ま行

◆ミニティーサービス・サロン活動 [P16]

参加者が身近な場所で地域住民が運営する、仲間づくり・居場所づくりの活動。自治会館や集会室、地域の活動拠点、参加者の自宅などで開催している。

◆未病 [P20]

未病とは、発病に至らないものの軽い症状がある状態で、健康から病気に向かっている状態をいう。病気になってから対処するのではなく、普段の生活において「心身を整え、健康な状態に近づける」ことを未病改善 [P37] という。

や行

◆ヤングケアラー [P21]

「家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている」「障害や病気のある家族の世話をや見守りをしている」「障害や病気のある家族に代わり、家事をしている」等の子ども・若者の総称。

子ども・若者育成支援推進法では、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として明記され、こども期（18歳未満）に加え、自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点から、概ね30歳未満の者を中心として、状況により40歳未満の者も支援の対象となり得るとしている。

ら行

◆**巣々介護** [P49]

高齢者の介護を高齢者が行うことで、主に65歳以上の高齢の夫婦や、親子、きょうだいなどのどちらかが介護者であり、もう一方が介護される側となるケースを指す。また、認知症の方が同じく認知症の家族を介護している状況を認認介護という。

アルファベット

◆**NPO** [P32]

「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、団体の構成員に対し収益を分配することを目的とせず、さまざまな社会貢献活動を行う非営利団体のことをいう。

第3次葉山町地域福祉推進プラン

(第4期葉山町地域福祉計画)

(第6次葉山町地域福祉活動計画)

2025年(令和7年)3月

発行

葉山町

〒240-0192 三浦郡葉山町堀内 2135 番地

電話 046-876-1111 (代表)

社会福祉法人 葉山町社会福祉協議会

〒240-0112 三浦郡葉山町堀内 2220 番地

電話 046-875-9889

